

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (3) (令和4年3定)			
日 時	令和4年 9月16日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時32分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	酒井委員長、中村（誠吾）副委員長、横尾・秋元・松岩・高木・ 佐々木・高野・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、病院局長、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、 保健所長、消防長 ほか関係理事者 (港湾担当・病院局小樽市立病院事務両部長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、面野委員が佐々木委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、中村吉宏委員が高木委員に、川畑委員が高野委員に、濱本委員が山田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

これより、保健所及び新型コロナワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

共産党。

○高野委員

ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

ありません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎救急医療実務者会議について

救急医療実務者会議について伺います。

私の一般質問で救急搬送困難事案の質問をした答弁で、本年8月に開催された消防本部、医師会及び保健所で構成される小樽市救急医療実務者会議において、消防本部からの傷病者のスムーズな受入れについて申入れを行ったところでありますとのことでした。この実務者会議についてお聞きをしたいと思います。

この会議の内容、メンバーなど会議の概要について御説明をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

救急医療実務者会議について、御説明をさせていただきます。

構成メンバーといたしましては、今御質問の中にもあったのですが、消防本部、医師会、保健所というふうになっております。もう少し詳しく言うと、医師会では医師会長以下医師会の救急医療部会というのがあります。そこの理事の先生方が出席しています。それから、消防本部につきましては、消防長以下消防本部次長、救急課長などが出席しています。あと、保健所については、所長、次長、保健総務課長が出席しております。

それで、事務局は医師会でやっていたいております。この三者が集まりまして本市の救急医療体制の状況確認を行うために年1回開催しているものでございます。

○佐々木委員

こうした救急医療に関わる連絡調整機関の体制というのは、ほかにもあるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ほかにも組織とか体制として持っているものはございません。必要に応じてこの三者間で随時協議を行うというふうにしております。

○佐々木委員

代わるものがないということですが、これまでこの会議で扱ってきた具体的な事例はどういうものがあるのでしょうか。特にコロナ禍が始まってからのこの会議の果たしてきた役割というものは非常に大きいと私は想像するのですけれども、いかがでしょう。

○（保健所）保健総務課長

これまで取り扱ってきた内容といいますか、市内の救急医療体制の状況確認というのが主な内容になってございますので。まず、夜間急病センターの受診者数などの状況、これがまず実績報告をいたします。それから消防、救急出動ですとか、転院搬送、収容医療機関、あと心肺停止傷病者の対応状況等の報告がございますので、こういう状況について三者間で情報共有を図っているというものでございます。

○佐々木委員

情報共有ということでしたけれども、例えば今回スムーズな受入れについての申入れを消防本部がしました。そういう場合、その後、申入れ実現のため会議参加のそれぞれの団体ではどのように動いていくことになるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

今回の会議で申入れのあった救急搬送困難事案は、全国的にも発生している問題で、なかなかすぐに決定的な解決策というものを出すことが難しいという面があります。引き続き三者間で協議していく必要があるのかというふうに認識しております。

○佐々木委員

救急搬送困難事案というものは、市民の命に関わる重大な事案だと思います。そうしたリスクはできるだけ減らしていくためにも、現段階でも全力で御奮闘いただいているということは承知しておりますけれども、今後とも医師会、保健所、消防本部の連携をさらに密にして体制強化をお願いしてこの質問を終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

○高木委員

ございません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退出がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

共産党。

○高野委員

◎高齢者世帯等生活支援事業費について

まず、私は、代表質問の中から高齢者世帯等生活支援事業についてお聞きしたいと思います。

代表質問でも伺ってございましたけれども、確認も含めてお伺いいたします。

この高齢者世帯等生活支援事業費はどういったものなのか、目的、趣旨そして対象になる方をお知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、今回の事業の趣旨、目的につきましては、コロナ禍におきまして物価や原油が高騰している中、物価高騰の影響を緩和し、低所得の高齢者世帯などを支援することを目的に今回の事業を行うものでございます。支給の対象となる方につきましては、まず住民税非課税の75歳以上のみで構成される高齢者世帯及び重度心身障害者医療費受給者証が交付されている障害のある方がいる世帯で、これらに該当する生活保護世帯も含まれるものでございます。

○高野委員

今お聞きしましたら、世帯主が特定疾患医療受給者証を交付されている世帯が入っていません。なぜ対象外としたのか、その辺についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

このたびの事業は、北海道の市町村高齢者世帯等生活支援事業費というもので、その補助金をいただいて実施するものでございますけれども、その北海道の実施要綱におきまして、対象世帯は高齢者世帯と障害者世帯としているため、今回は北海道の実施要綱に準じた形で制度設計を行ったものでございます。

ただし、特定疾患医療費受給者証をお持ちの方でいらっしゃるって、75歳以上のみの方でございまして、先ほども申し上げました重度心障をお持ちの方はこの支給対象になるかと思っております。

○高野委員

北海道の実施要綱に沿ってというお話でした。

代表質問の中で、酒井議員が対象を広げてはと言ったときには、今回は昨年度の暖房費緊急支援事業と同様に75歳以上のみにしたというようなお話でした。暖房費緊急支援事業には、特定疾患の方も対象に入っていたわけですが、同様というのであれば、なぜその特定疾患医療費受給者証が交付されている世帯が入っていなかったのかということややはり、不思議だなと思うのですが、検討したけれども今回は入れなかったということなのか、その辺はどうでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

この事業を行うに当たりまして、世帯主が特定疾患の医療費受給者証をお持ちの方、そういう世帯にも当初制度設計するときに支給対象とすることは検討しておりました。ただ、今回の北海道の制度に準じた形で対象範囲は高齢者と障害者世帯に範囲を限定して実施することとしたものでございます。

あと、先ほどの答弁と重複はいたしますけれども、特定疾患の受給者証をお持ちの世帯でも、高齢者世帯と障害者世帯には一部該当する方はいらっしゃるということでございます。

○高野委員

昨年度の暖房費緊急支援事業の対象に入っていなかった生活保護受給の方でございまして、対象を広げたということは本当によかったと思っております。低所得の子育ての世帯は入っていないけれども、国や道からの物価対策の支給もあったので、今回の事業には入っていないのかというところは理解するところなのですが、北海道の制度を運用したといっても道の制度から上乗せを可能としているわけですから、前回の暖房費緊急支援事業で受け取った世帯数が約30ですか、そういった方が今回の場合は年齢とか障害者の枠で入る方も確かにいるかもしれない

のですけれども、やはり上乘せが可能としているわけですから、今からでも対象に入れていただくことをお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○福祉保険部長

今まで主幹からも答弁させていただいておりますけれども、今回の事業は北海道の事業に準拠して実施するというものでございます。道の事業の対象者は高齢者世帯、障害者世帯はもっと幅は広いのですけれども、市町村が実施するには市町村の実情に応じて対象世帯を設定してよいとされております。その点では、道の補助の対象とはならないけれども、横出しや、いわゆる対象世帯の拡大ですとか、上乘せは可能となっているということは言えると思います。

本市におきましては、北海道で想定する対象者全てを対象とするということは規模的にも、また、限りある財源での実施とせざるを得ないこともあり、困難と判断いたしましたところでございます。

よって、対象世帯を75歳以上の方のみで構成される世帯と重度心身障害者医療費助成の受給者証を交付を受けている方のいる世帯という二つの世帯に絞ったものでございまして、この対象世帯を絞ったという中で、横出しをするということではできなかったというところでございます。

また一方、対象世帯を絞った中ではできるだけ手厚い支援をしてあげたいという思いもございましたので、この事業の実施時期は秋以降になるということも見込まれておりましたことから、物価高騰、原油価格高騰の影響はまだあるだろうということも思い、市独自として、金額としては、昨年度の暖房費緊急支援事業と同額となる8,000円の上乗せをしたというところでございます。

対象者の範囲ですとか、金額についていろいろ御意見があることは承知しておりますけれども、事業を実施するに当たっては一定の制限、基準を設けなければならないということもございまして、今回はこのような事業内容としたということで御理解いただきたいと思っております。

○高野委員

今回はということでしたのですけれども、ぜひ今後考えていただきたいと思っております。

◎水道料金について

次に、水道料金について伺いたいと思っております。

今回の代表質問でも触れているのですけれども、2019年の第2回定例会の代表質問の中でも私は質問をさせていただきました。市長からは、現在の料金体制に不満を持っている方がいるということや、基本水量に満たない世帯が増えているという状況を考えて2020年度には基本水量、基本料金の見直しをしたいという答弁があり、私も期待をしていたのですけれども、実際には見直しになっておりません。まずそうした見直しとなっていない理由についてお聞かせください。

○（水道局）総務課長

理由といたしましては、見直し作業を予定していた時期の直前に新型コロナウイルス感染症が流行し、その影響による収益の大幅な減少となったことにより、基本水量、基本料金の見直しに踏み切れないといった状況でございます。

○高野委員

新型コロナウイルス感染症の影響でということもありました。

それでは、家事用と業務用の収益状況をお知らせください。

○（水道局）業務課長

ただいま、御質問でございました収益の状況でございますが、コロナ禍前の令和元年度に比べ、令和3年度の家事用と業務用の内訳につきましては、消費税抜きで申し上げますと、家事用は、水道で約12億7,110万円で約330万円の増、下水道は約10億5,640万円で約240万円の増となっており、業務用は、水道で約8億5,010万円で約1億5,790

万円の減、下水道は約7億960万円で約1億700万円の減となっております。また、合計では、水道で約1億5,460万円の減、下水道で約1億460万円の減となっております。

○高野委員

それでは、家事用料金で水道料金の基本料金と、下水道使用料の基本水量20立方メートルで幾らになるのかお聞かせください。

○（水道局）業務課長

御質問でございました基本料金でございますが、家事用で申し上げますと水道料金では税込みで2,794円。下水道使用料は2,684円となっております。

○高野委員

今お話のあった料金を合わせますと、水道料金、下水道使用料で5,478円は基本的にはかかってしまうのかと思います。ほとんど使われていなくても最低でもそれぐらいかかってしまうということになります。今新型コロナウイルス感染症の影響もあって、基本水量等の見直しが難しいという話もありましたけれども、ほかの自治体では新型コロナウイルス感染症の影響や物価高の影響を受けている市民生活の支援に水道料金の減免が行われています。減免などを行っている自治体や、これから予定されている自治体をお知らせください。

○（水道局）業務課長

御質問のございました減免を実施しておりますのは、道内の主要都市で申し上げますと、既に実施または実施を予定しておりますのは5市であり、札幌市、函館市、苫小牧市、帯広市、釧路市となっております。

○高野委員

行っている自治体では、こういった減免を行っているかも併せてお知らせください。

○（水道局）業務課長

御質問のございました減免内容でございますが、各都市の内容を申し上げますと、まず札幌市が10月から11月検針分の全世帯の家事用水道料金の基本料金を2か月分減免を実施する予定となっております。

次に、函館市が11月から2月検針分の全世帯の家事用水道料金の基本料金を4か月分の減免を実施する予定となっております。

次に、苫小牧市は、既に8月から9月検針分の全世帯、全事業者の家事用、業務用水道料金の基本料金2か月分の減免の実施をしております。

次に、帯広市は、11月から2月検針分の全世帯、全事業者の家事用、業務用水道料金の基本料金4か月分の減免を実施する予定となっております。

最後に、釧路市は、11月から2月検針分の全世帯、全事業者の家事用、業務用の水道料金4か月分の減免を予定しております。

○高野委員

今お話ありましたが、そのほかにも根室市とか北斗市とかでもやっていますし、多くが家庭用のほうかと思えます。北斗市の場合は浴場用も行っているみたいですが、酒井議員がこうした他都市の例を表示しながら、減免を市としても考えるべきではないかという質問をして、答弁では、雪が降ればシステム問題もあるのということで難しいといった答弁もございましたけれども、システムの問題とはこういった内容なのか、その辺はいかがでしょうか。

○（水道局）業務課長

御質問のございましたシステムの問題でございますが、本市に設置しております水道メーターの多くが地下に設置しており、冬期間の積雪により検針ができなくなることから、積雪期間は過去の利用実績等により推計値で料金をいただいております。雪解け後に精算を行うこととなりますが、この過程で減免を行うと精算時にシステムの不

具合を生じるものになります。

○高野委員

メーターを見るのに地下に設置されているから難しいというような回答だったのかと思うのですが、やはりメーターのそういう使用量を見なくても、基本料金の部分をもらわないようにするなど、ほかの自治体のようにやり方はいろいろあるのではないかと思いますので、改めて減免などの施策を求めたいと思います。答弁をお願いします。

○（水道局）総務課長

システムの問題上、冬期間での対応はできませんが、そして、交付金等の財源があることが前提とはなりますが、交付金があった場合については効果の検証も十分にいき、改めて水道料金減免についても考えていきたいと思いません。

○高野委員

いろいろなところでやられたりしているわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

◎インボイス制度について

次に、インボイスについて伺いたいと思います。

今年の第1回定例会の経済常任委員会の中でもお聞きしたりもしましたけれども、質問したいと思います。

まず、インボイスといった制度はどんなものなのか、説明願います。

○（産業港湾）産業振興課長

御質問のインボイス制度でございますが、こちらは令和5年10月から軽減税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されるもので、税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付をする区分ごとの正確な適応税率や消費税額等が記載された適格請求書、いわゆるインボイス、これを保存することが仕入税額控除の要件となるというものであり、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から導入をされるものになります。

○高野委員

それでは、インボイスが導入されて何が変わるのか、また、具体的にどういった方に影響があると言われているのか説明願います。

○（産業港湾）産業振興課長

まず導入について、課題ですとか影響という観点でお答えをさせていただきますが、まず課題につきましては一般的に、インボイス制度の導入により免税事業者は、インボイス発行事業者登録を行った場合には、納税事務の負担が増えることや、納税事業者のままであることを選択した場合には取引相手が事業者の場合、相手方の負担が増える可能性があること、課税事業者は免税事業者から商品を仕入れた場合、現行では仕入税額控除をすることができますが、インボイス制度開始後は免税事業者からの仕入れは経過措置がございしますが、仕入税額控除ができなくなりますので、納付税額が大きくなり利益率が低下することなどが考えられます。

なお、影響につきましては、経済センサスで市内事業者約5,600事業者となっておりますが、そのうちの免税事業者数については押さえておりません。影響がどのくらいかについては把握はしておりません。

○高野委員

どういった方に影響があるかということで、職種などもお知らせください。

○（産業港湾）産業振興課長

具体的に現状では、市内の事業者のどういった事業者の方が免税事業者というふうな押さえはしておりませんが、特に影響があるという事業者につきましては、課税事業者と取引がある業種については影響があるものと考えております。

○高野委員

その具体的な事業者、もっと広く、こういった事業者に影響があるのではないかということを知りたかったのですけれども。

○（産業港湾）産業振興課長

こちらにつきましては、考え方ではございますが、例えば事業者を対象にする建設事業ですとか製造業、それ以外には飲食店ですとかタクシー業など、そういった業種、幅広い業種が対象になるのかとは考えております。

○高野委員

タクシー事業所とか、フリーランスで働く方ですとか、シルバー人材センターなど、こういったところなどの広い業種に影響が出るということがいろいろと明らかになってきています。日本漫画家協会ですとか、フリーランスの会、税理士の団体、最近では声優業なども反対の声を上げているところです。やはり幅広い業種に影響が出るといことは、当然、小樽市内の個人事業主や免税事業者にも影響があると考えます。

市内の影響や課題の認識についてはどのように考えているのか、お答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

繰り返しの御答弁になりますが、まず影響につきましては、市内の事業者には約5,600事業者があるうち、免税事業者がどのくらいあるかということは把握できておりませんので、影響につきましては把握はしていないというような状況になります。

あと課題につきましては、先ほども申しましたが、例えば免税事業者がインボイス事業者の登録を行った場合には納税事務の負担が増えるですとか、あとは課税事業者につきましては免税事業者から商品を仕入れた場合に、現行では仕入額の控除をすることができますが、インボイス制度が開始した後は、経過措置はございますがその控除ができなくなると考えますので、納付税額が大きくなり利益率が低下することなど、そういった課題があるかと考えます。

○高野委員

把握していないということだったのですけれども、何か把握するようにする必要は私はあると思います。

それでは市に対して、インボイスについての相談や意見、こういったものは市にも問合せ等はあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現時点で事業者からインボイスについての相談は寄せられておりません。

○高野委員

現時点ではないということでした。しかし、だんだんと時期が迫ってきたりすれば、お話があったように仕入れのときに消費税の帳簿だけでは駄目だということで、仕入れや受け取ったときのインボイスを保管しなければならないとか、いろいろケースの仕組みがやはり変わってくるということもありますので、困ったとか、そういった相談があったり、または今まで事業をされていた方がさらに負担を生じて廃業や倒産に追い込まれる、こういったことがやはり懸念されているところです。市としてこうした影響が緩和されるような対策は特に考えていないということなのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

現在、インボイスの相談等はない状況ではございますが、もし相談があったときには、今、小樽税務署で説明会などを開催していると聞いておりますし、相談があった場合にはそういった専門機関の御紹介をします。

あと、インボイス制度に伴い、中小企業に影響が及ぶ市の対策ということでございますが、実際に影響がどのくらい、市内企業にどういった形で表れてくるのか現時点では分かりませんので、まずは市内経済団体への聞き取りなどを行ってまいりたいと考えております。

○高野委員

今すぐ相談などがあつた場合に対応できるようにはしていただきたいと思うのですが、そもそもいろいろな問題が明らかになっていて、導入されれば地域の経済にとっても深刻な影響が計り知れないと思うのです。財務省に届いたインボイス制度の廃止を求める地方議会の意見書が昨年度を合わせても242件にも上っている状況もあります。こうした問題があるからこそ、こういうふうになっているわけですから、国に対して市としても強く中止を求めることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

◎バス停留所について

市内のバス停留所について伺いたいと思います。

先日、市民の方から北海道中央バスの手宮ターミナルが3月31日をもって廃止となって建物が解体されて、ふれあい回数券の販売や待合所、バス停の上屋がなくなって不便になったと。建物がなくなってびっくりしたというお話を聞きました。

そこで伺うのですが、手宮ターミナルが廃止となった時点で市に連絡はあったのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

市には、事業者から昨年中にお知らせがありまして、本年4月から手宮ターミナルがバス停留所化し、バス待機所のみ機能になる旨、お知らせをいただいております。

○高野委員

市にはお知らせがあつたということなのですが、それでは近隣住民への周知、こういったところはされていたのか、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

事業者からは、町内会に対しましてターミナルの廃止についてお話をしたということで伺っております。

○高野委員

私も住民の方からお話を聞いて解体後に見に行きますと、バスを待っている方が日傘を差して買物袋を持って立っているというような姿を見かけました。住民からは、冬になれば周りに建物がもうない状態ですから、上屋もないですし、ベンチもないですし、そういった状況の中でやはりバスを待つのは大変だということで、何とか上屋ですとか、ベンチですとか、そういったものを設置できないものだろうかと聞いていますけれども、市としてバス事業者にそういったことを働きかけることはできないのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

現在の手宮バス停のある場所につきましては、来年度から高齢者施設を建設するというので事業者から聞いております。そのため、今のバス停も来年の3月まであの場所で存続するのですが、その後4月から場所を移動するということになります。そのため事業者としても現在地でバス停が存続するわけではないので、また利用者数も1日30名、40名程度ということで多くはないと、そういったこともありまして今後移転するまでの間に手を加える予定はないということで聞いております。

また、市としましても、バス停の移設まであと半年程度で、そのうちの大半を降雪期が占めるということで、ベンチの設置ということはなかなか難しいのかということでは考えております。

○高野委員

建物が建つということと、バス停が移動するということなのかと思うのですが、バス停が移動することでしたら、やはり住民が不便にならないようなところをぜひ検討していただきたいと思うのですが、全体的なバスの上屋についても聞きたいと思います。

小貫議員もバス停の上屋について質問で伺ってございました。その後どうなったのかということを確認も含めて質問したいと思います。

まず市内のバス停は何か所ありますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

市内のバス停は、高速、あと銭函地区も含めまして名称単位で、こちら中央バスですけれども239か所となります。ですので実際のバス停の数ということであれば、往路・復路で少なくとも2倍になりまして、あとそのほか駅前とか中心街などは、4か所とか3か所ある場所もありますので、そういった場所を考えますと少なくともこの239か所の2倍以上478か所以上あるということになります。

○高野委員

今239か所ということで、その中で上屋等、ベンチそして待合所、何か所あるかもお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

事業者に向ったところ、北海道中央バスの市内の部分になりますが、まずベンチの設置については把握はしておりません。そして上屋については41か所。箱型、いわゆる待合所といいますか、スーパーハウスのようなものについては27か所。合計で68か所に上屋か待合所が設置されているということで聞いております。

○高野委員

ちなみになのですが、先ほど言った手宮のバスターミナルはこの待合所の数に入っているのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

手宮のバスターミナルについていた上屋については、もともとバスターミナルという扱いであったということで、この上屋の数の中にはもともと含めていなかったということで聞いております。

○高野委員

それでは、市内のバス停の上屋のタイプや種類もお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

上屋のタイプといいますと、一般的に上屋というものはどんなものかというところになるかと思うのですが、上屋とは一般的には、足があって屋根を支えているルーフ型のものを言うものと思われれます。それといわゆるボックス型といいますか、スーパーハウスのようなものとは分けて考えるというように考えております。

○高野委員

ルーフ型の上屋と、待合所は先ほどお話があったようにボックス型が多いのかと思いますけれども、住民からは、バスの本数が減ったりバスを待つ時間が増えたということで、先ほどベンチは把握できていないということでしたが、少しでも住民のためになればということでベンチを設置している場所も出てきているとは聞いています。

上屋や待合所など設置する場合の条件や基準、こういったことをお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

まずは上屋の設置基準というところでいいますと、どこどこに設置しなさいというような基準はございません。

一方で、設置するとした場合には国土交通省で、ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについてという、こういったものが出されておまして、設置場所に関しますと道路管理上支障がないですとか、道路の有効幅員について基準が定められておりましたり、あと構造の基準等が定められております。

○高野委員

バス停留所の管轄は、事業者であるバス事業者が前提になると思うのですが、やはり先ほど上屋の数とか待合所の数を聞いても、なかなか進んでいないのかと思うのです。

バスの停留所において1日の乗降客数ですとか立地の条件とかもいろいろあると思うのですが、やはり基準を決めてバス停留所に上屋などを設置することを推進するという方向が私は必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かにバス待ち環境の整備ということで、上屋設置によって利便性の向上が図られるということは理解しているのですが、市内のバス路線につきましては従前より苦しい経営状況が続いておりまして、上屋が増設できていないことは一定程度やむを得ないのかということでは考えております。

○高野委員

それでは、国の補助とか道の補助メニューとかで、何か活用できるものはないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

少し調べたところでは、単純に利用できるというものはなくて、話をした中では、例えばバリアフリーの設備ということで、平たくいうと障害者用のトイレを造ってそのおまけで上屋を造るなどということは不可能ではなさそうだけれどもというところで、運輸局の方のお話を聞いたところなのですが、基本的に上屋を造るということでの補助金というのは今のところ見つけられなかったところです。

○高野委員

今のところなかなかないのかと思いますけれども、それでは自治体で補助を行っているところは幾つかあると思うのですが、どういうところであるのかお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

各市町村でやっているところはいろいろあるようで、例えば東京都町田市でありますとか、あとは新潟県長岡市、鳥取県鳥取市こういったところで、それぞれ事業対象者がバス事業者であったり、町内会であったりということで、それぞれのまちで、それぞれの形でやっているような形です。

○高野委員

設置に向けては、今新型コロナウイルス感染症の影響から難しいというお話がありましたけれども、コロナ禍前から難しいですという話だったのです。それでしたら、私はいつまでたっても増えないのではないかと思います。10年前と設置数を比べても、3年から4年にかけて1か所上屋がつくか、1か所待合所がつくかという状況でありますし、かなり高齢者の方が増えているという状況や、バスを待っている時間が長くなっていたりとかということもありますし、住民のことを思ったら、むしろやらないほうが悪循環になってしまうのではないかと思います。そういった考えなのか。私は悪循環につながってしまうと、バスを利用しない人が増えて減便になる、減便になったら、さらに人口も減ってしまうとか、こういうサイクルになってしまうのではないかと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かに上屋がないことで利便性が向上しないということはあると思うのですが、一概にその利便性の向上と利用者の増加ということが、特に上屋に関して直接的につながっているのかということについては判断しかねる、別の問題になるのかというふうに考えております。

○高野委員

いや、私はそうは思わないのですけれどもね。やはりアンケートなどを取っても、座る場所がないとか、そういったことはある程度聞かれていることですから、多少なりとも利便性の向上だったり、そういうのはあるのではないかと思います。

私も町田市のホームページを見ました。バス利用者のバス待ち環境の向上を目的に費用の2分の1をバス事業者に補助をして、ベンチや上屋の促進ということをしていますし、ホームページでも設置している写真などを載せています。私はそういう取組が本当に町のよいPRにもなると思いますし、住民にとってもいいことではないかと思えます。

そして、今バス停というのいろいろと変化をしているわけです。ただの風よけとか雨よけとか、そういうわけ

ではなくて、時刻表を見やすくとか、夜になれば照明が入って地図や会社の広告、地域の防犯の面、災害時の緊急地震速報や津波速報を掲示するといった多機能に変化しつつあるのです。そういったことを考えてもどうしたら設置できるのか、こういう視点でぜひ前向きに考えていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

確かに上屋設置でバスの待合環境が改善されて利便性が向上することは理解しております。ただ、設置に要する費用などの課題も大きく、特に厳しい経営状況に置かれております本市のバス路線についてはなかなか設置することは容易ではないのかというふうには考えております。

ただ、委員おっしゃるように利用者のために当然あったほうがいい、そういった施設ではありますのでやはりバス停の利用者数、ニーズなどを含めまして今後の市内バス路線の経営状況を踏まえた上で、事業者とも話をしてみたいと考えております。

○高野委員

実際、いろいろ変化していますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、バス停の除雪について伺いたいと思うのですが、バス事業者が各停留所の除雪をやっているということも承知しています。住民からは、バスの乗り降りが怖くてバスに乗るのをちゅうちょしてしまうというような声も聞いていましたけれども、昨年から今年にかけては雪も多かったということもありますが、バス停留所の除雪について住民から問合せはあったのか、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

令和3年度の冬期間において、市道の除排雪に係るバスの乗り降りに関する市民の皆様からの御要望につきましては3件ございました。

○高野委員

主にどういった内容でしたでしょうか。

○（建設）維持課長

内容につきましてですけれども、市道除雪後の置き雪でバスの乗り降りが大変だというような御要望と、あとはバス停から数メートル歩道がない状態であったというような御指摘をいただいたケースがございます。

○高野委員

これまでも市でも市民から問合せがあった場合ですとか、できる範囲はやっているとは思いますが、やはり、怖いとか、けが、事故につながる危険性もあると思いますので、実際にそういう怖い経験をしたというお話も聞いていますので、安全にバスの乗り降りができるように、ぜひ除雪もしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

市道の除雪につきましては、かき分け除雪を基本として作業しておりますので、全てのバス停について対応するのは難しいというふうには考えているところではございますけれども、現地の状況をパトロール等で確認しまして、歩道の確保などで対応できる点につきましては、その都度対応について検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○高野委員

◎町内会への支援について

町内会館の支援について伺いたいと思います。

私も2020年の一般質問でも取り上げさせていただいたのですが、要望もあったので伺いたいと思います。まず市内の町内会館が何か所あるのかお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

今、町内会が所有している町内会館は75館ございます。

○高野委員

会館によって行われているイベントなども様々だと思うのですが、主にどういった理由で会館を利用されている方が多いのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

町内会の役員会、総会、新年会等の行事、老人クラブ・子供の行事、介護教室、それと地域の方のサークル活動などがあるというふうにお聞きしております。

○高野委員

新型コロナウイルス感染症が広がったときは、会館が利用されないということで利用収入も上がらなくて大変だということで町内会からもお話があって、令和2年第4回定例会で町内会活動感染防止対策支援事業費補助金が560万円計上されていましたが、この事業は実際にどのように活用されたのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

町内会館に対しての助成で御答弁させていただきたいと思いますが、感染防止対策に係る消毒液等の消耗品の購入と利用がない中での施設の固定費である光熱水費の一部を助成金として交付した経緯がございます。

○高野委員

実際に町内会から、そういう補助金があってどういった声があったとか、何かありますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

助かりましたということでお声をいただいたこともございます。

○高野委員

現在の会館の利用状況については分かりますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

対面での町内会の役員会、総会などの活動も戻りつつありまして、それに従いまして施設の利用も戻りつつあるということで把握しております。

○高野委員

戻りつつあるということでしたけれども、私自身も以前よりは使われているということもあると思いますが、なかなかまだコロナ禍前のように利用されていないということも聞いています。ある会館では、物価高の影響もあって電気料金が前年よりも年間15万円上がって、いつも会館の駐車場などの除雪を事業者をお願いしているのですが、今年の12月から月額プラス3万円から4万円上げてくれないかと、そうでないやっていると、お話も言われて困っていると、こういったお話も伺いました。そういった物価高によって困っているという声は市には届いているのか、その辺はどうでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今時点では市では把握しておりません。

○高野委員

聞いていないということでした。

先日の本会議の濱本議員の質問の中で全町内会にアンケート調査を行うというふう聞いていますが、アンケート調査は、近日行われる予定なのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

詳しいスケジュールは決まっておられませんけれども、アンケートの内容等について総連合町会などの意見も参考にした上で年内の早いうちに実施したいというふう考えております。

○高野委員

年内ということ、まだどういった内容にするかということもあって、具体的にまだ決まっていないうのかと思うのですけれども、今言ったように新型コロナウイルス感染症の影響だけではなくてこうした物価高による影響も出ているので、いろいろ会館の利用がされているわけですから、地域のコミュニティーに必要なものだと思いますので、ぜひ補助金なども私はやはり必要なのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

町内会からの御意見としては、お聞きしておりませんが、仮に令和2年度のような助成金を検討するとしても財源等の問題もありますので、今後どのようなことができるのかは検討していただきたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町内会館の利用についても伺いたいと思うのですけれども、市民から会館を利用する際に、どこに連絡すれば会館を利用できるのだろうかという問合せがありましたけれども、市民からそういった問合せはこれまでであったのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

市に、町内会館に電話をかけても連絡が取れないという問合せが来ることがございます。その場合は、町内会長の連絡先をお伝えして、その方に連絡を取ってもらう対応をしております。

○高野委員

取れないというお話がありました。先ほど75の町内会館があると聞きましたけれども、市のホームページを見ても利用状況が全然見えないのですよね、だから利用したい人は困ると思いますので、ぜひ会館の場所、そして会館の広さですとか利用料金、予約方法を掲載していただきたいと思います。その辺の検討をぜひお願ひしたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今の御要望の件ですけれども、会館名とか設置場所などは掲載可能かと思います。例えばお問合せについては町内会長や管理人の個人の電話番号ということもありますので難しいかと思いますが、今の御意見につきましてはお受けしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

◎中体連の参加に関する旅費について

私からは、まず中体連の参加に関する旅費についてということで、質問をさせていただきます。

7月の夏が終わる頃で、中学校3年生は中体連の大会が大体終わってきてということで、最後の部活動、運動部に関してはそういった方が多いかと思っております。そういった中で少し確認したいことがありましたので、質問させていただきます。

まず、この小樽市内の中学生に関する中体連の大会は小樽だとか後志、全道、全国など、様々あると思うのです

けれども、それを確認させていただきたいのですが、中体連の大会はどのようなものがありますか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

中学校の体育連盟、中体連の主催で行われております大会ですが、市内大会、後志管内大会、全道大会、全国大会、大きくはこの四つでございます。競技登録者数によりましては、後志管内大会というものがない場合もございますが、大きくはこの四つ開かれているところでございます。

○横尾委員

ちなみに、部活動の顧問をしている教職員は引率することが必要になってくるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

部活動の顧問の引率につきましては、各大会の開催要項におきまして、参加資格の一つとして教員等の引率が必要とされておりますので、顧問の引率は必要となっております。

○横尾委員

この場合の引率というのは、業務というような取扱いでよろしいのか、確認させてください。

○（教育）教育総務課長

業務かどうかということにつきましては、先ほど教員が引率しないと大会に参加できないということと、また部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように示されておりますから、業務として位置づけられていると認識しております。

○横尾委員

ちなみに、直近でいいのですけれども、全道大会には小樽市からどれくらいの方が参加されているのか、分かればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和3年度の状況でお答えさせていただきますが、全道大会に参加した生徒の数ですが、団体競技で申しますと3校から出ております。個人競技につきましては、106名の生徒が大会に参加しております。

○横尾委員

ちなみに、その中で全道大会で一番、小樽市から遠かったところはどのようなところがあるか、御紹介いただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

令和3年度、競技によりましては各地域ばらばらなのですが、小樽から全道大会に参加したところで、一番遠いところは、昨年度は釧路市で開かれた大会が一番遠いところでございました。

○横尾委員

いろいろな大会、小樽市、後志管内大会、全道大会、あと全国大会ということであるということなのですが、こちらに関して、旅費の話を書いたのですが、旅費はどのような支給、教職員に限っての支給になるのか生徒のほうもどういうふうになるのか、もし生徒のほうの部分が何かあればと思うのですが、引率の教職員の方の旅費の支給はどのようになっているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

私からは、生徒の全道大会等に係る旅費についてお答えさせていただきます。

生徒が大会等に参加する場合の旅費につきましては、市内大会については各生徒の負担となりますが、後志管内大会、全道大会、全国大会に出るような場合には、私ども小樽市から中学校体育連盟に補助金等を出しておりますので、その中で出ているというふうになっております。

○（教育）教育総務課長

私からは、教員の旅費につきましてお答えさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、教員の業務として大会に引率することになりますから、制度としては市町村立学校職員給与負担法第1条により、北海道が旅費を負担するというようになっております。

○横尾委員

市内大会、全道大会、全国大会、全て旅費が支給されているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

旅費が支給されているかということにつきましては、実際に全道大会とか、そういう中体連用の旅費ということがあるわけではございませんので、全体の旅費の中から支給をするということになっておりまして、現実的に北海道から支給をされていない例があるということは把握しております。

○横尾委員

どの大会も、出されたり出されなかったりというのがあるということですか。

○（教育）教育総務課長

全て確認したわけではございませんけれども、全道大会とかにつきましては出さなかったりということが多いのではないかというふうには把握しております。

○横尾委員

先ほど業務で行かれるということでお聞きしましたけれども、全道大会、先ほど釧路大会だとかというものがあると、結構な旅費がかかると思うのですが、支給されない場合はどういうふうになっているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

私どもが把握している限りにおきましては、保護者等の負担により旅費が出ているというふうに認識しております。

○横尾委員

学校の教員も公務員なので、公務員の仕事で行く中で、保護者等の負担でいくということに関しては、市教委としてどのように捉えていらっしゃるのですか。

○（教育）教育総務課長

先ほど制度上はと申し上げましたけれども、当然、法律により北海道が負担することになっておりますので、北海道に負担をしていただかなければいけないというような認識であります。

○横尾委員

では市として、北海道に支給してくれという要望はされているのですか。

○（教育）教育総務課長

北海道の要望につきましては、市教委としまして北海道都市教育委員会連絡協議会を通じまして、中学校の全道、全国大会に対する引率教員の旅費の充実を要望しているところでございます。今後につきましても引き続き要望したいと考えております。

○横尾委員

それはいつ頃から要望されているのですか。

○（教育）教育総務課長

いつ頃からかは、把握はしておりませんが、間違いなく令和5年度につきましては要望しております。

○横尾委員

事実上、PTAもそうですけれども、多分それぞれの学校で文化体育振興会というものをつくってそこから教員の旅費を出したりしているのですが、その中には全道大会だとか大きい大会に行く、それこそ中体連以外の大会に

も参加する子供たちの大会への負担を少しでも減らそうということで、そこから支給しているところもあるのです。そういった教員の仕事に必要な旅費を負担することによって、そちらの助成額が少なくなっている、子供たちなど、支える保護者側の世帯も減ってきていますので、そういった全道大会に行く子供たちが必ず減るわけでもないので、その中で保護者はどんどん減っていった中で、そういった子供たちの家庭への支援、例えば全道大会に行きたいけれども、全国大会、中体連以外で行きたいけれども、旅費がないから出られない子供たちをなくしたいと思って、そういったところに充てているのですが、教員が仕事で行かなければいけない、本来であれば公費で出さなくてはならない旅費について、そこで負担しているという部分は非常にづらい部分があったりするという声も聞きます。この辺は、市で道に要望しているのですけれども、全国では市でその部分の負担をしているというところもあると思いますが、今後も含めて、主に中体連の全道大会の負担が大きいと思うのですけれども、その辺の旅費の負担について、市教委としてはどのように考えていますか。

○（教育）教育総務課長

旅費の負担につきましては、北海道が一義的には負担するものというふうに認識をしておりますけれども、どのような形で支援できるのか、財政当局等も含めまして協議は必要かというふうに思っております。

○横尾委員

そういう負担があって、一方ではいろいろな保護者負担を減らすということで市教委もやっていた部分にはありますけれども、そういった負担もありますので、これについては本来公費で賄う、ほかのものもそうすけれども、PTAで学校のものを買うということはどうなのかという声もあって、やはり公費で負担するものは公費で負担するというような考え方もほかではありますので、その辺をそのまま放置するのではなく、しっかりと要望も、また、こういう声も上がっているという部分をプラスしてぜひ早く解決していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎教育委員会の安全運転管理体制について

続きまして、教育委員会の安全運転管理体制について、お聞きしたいと思っております。

スクールバスの事故の件もありますけれども、先日から答弁だとかいろいろなものを聞いていますが、この安全運転管理上の問題というのがなかったのかという観点ではあまりお話を聞いていなかったもので、その辺を確認させていただきたいと思っておりますが、まず小樽市教育委員会は、安全運転管理者選任事業所になっていると思うのですが、これはいつですか。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理者の選任につきましては、令和3年第4回定例会に横尾委員の指摘を受けまして1月に安全運転管理者を選任しております。

○横尾委員

なぜ安全運転管理者を選任することになったのかというところの要件みたいなものがあつたらお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理者の選任の要件につきましては、まず自家用車5台以上もしくは乗車定員11人以上の自家用自動車1台ある場合ということが要件になっておりますので、市教委としては両方当てはまりますので安全運転管理者の選任が必要だというふうに認識しております。

○横尾委員

令和3年4月に私も質問させていただいて、あれはアルコールチェックの話からですけれども、安全運転管理者がどうなっているのかと確認させていただきました。それでは、今、安全運転管理者も含めてどういった体制になっているのか確認したいのですけれども、安全運転管理者はどなたがなっていますか。

○（教育）教育総務課長

現在、安全運転管理者ですけれども、教育総務課長が選任されております。

○横尾委員

それでは確認ですけれども、安全運転管理者の業務についてお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理者の業務につきましては、内閣府令で定められており、運転者の状況把握、安全運転確保のための運行計画の作成、長距離、夜間運転時の交替要員の配置、異常気象時の安全確保の措置、点呼等による安全運転の指示、運転日誌の備付けと記録管理、運転者に対する安全指導、酒気帯びの有無の確認及び記録の保存、これが現在まで必要となっております。令和4年10月1日からアルコール検知器の使用というものが加わる予定となっております。

○横尾委員

それでは、この業務ですけれども、具体的にどのようなことをされてきたのか聞きたいのですが、点呼等による安全運転の指示というものがありませんけれども、点呼というものは、今回スクールバスもありましたので、スクールバスは時間帯も市教委の職員が勤務している時間と違う部分ありますが、この安全運転管理者の点呼というものは、誰が、どのようにやっていたのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

点呼等による安全運転の指示に関わる部分だと思いますけれども、小樽市では市の要綱が定められておりまして、車両管理責任者という者を設置することになっております。ふだんの点呼等は、安全運転管理者または車両管理責任者が行うことになっておりますので、今回の場合については車両管理責任者が行っており、車両管理責任者というのは所属長ということになっております。

どのようにやっているのかということでございますけれども、一般的なお話をさせていただきますと、鍵とか運転管理日誌というものは、基本的に安全運転管理者の目の届くところにありますので、それを取っていくときに目視をして確認をするというような体制になっております。

○横尾委員

時間が早いかと思っていたのですけれども、誰が、どのようにやっていたのかというところをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今回のスクールバスの件につきましては、私どもの出勤前から朝7時ぐらいから動き出すということもございまして、毎日、運転手から朝の状況を電話でいただくというふうになっております。

また、夜につきましては、電話等もしくは面談等も実施しておりますのでその際に確認をしているというところがございます。

○横尾委員

では、再三聞いてきておりますけれども、アルコールのチェックを確認するということになっておりましたが、運転前後の運転者に対して酒気帯びの有無を目視等で確認することということになっていましたけれども、これはどのようにやりましたか。お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

アルコールチェックにつきましては、市教委の全体的なお話としましては、先ほどの鍵等を返すときのもの、もしくは、あとは運転日誌等にアルコールチェックといいますが、アルコールの有無をチェックするところがございまして、そちらでチェックをすることになっております。

○横尾委員

では、スクールバスも教育委員会の管理する車両だと思うのですけれども、それもお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

アルコールチェッカーが入った場合も、先ほどと同じく朝、取った後に何らかの形で電話等ですとか実際にものを見て確認し、下校便が終わった後には毎日面談をしておりますので、その際にも確認をするというような形になってくるかと思われます。

○横尾委員

今はどのようにされているのですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

今は、電話連絡それから夕方の面談ということで日誌等にも書いておりますし、それを私どもも確認をしているところでございます。

○横尾委員

そのやり方で問題がないのは確認されていますか。

○(教育)教育総務課長

一般的な市の要綱に基づいてやっているという認識がまず一つあるのと、当然国も10月からアルコールチェッカーを使うというような形にはなってきますので、よりアルコールチェックというものは厳しくなっていくのだろうというふうには思っております。

○横尾委員

先ほど言ったように目視等というふうになっているのですけれども、目視等の中にその電話での確認が入っているのかどうかということでは確認されたのかということでは聞きかかったのですが。

○(教育)教育総務課長

この点について明確に確認をしたことはございません。

○横尾委員

でも4月からはしなくてはならないと決まっていると思うのですけれども、目視等で確認することというふうには決まっていって、それをやっているがそれが合っているかどうか分からないということはないと思うのです。もしそれが駄目なことだったらやっていないことになると思うのですけれども、その辺を確認させてください。

○(教育)教育総務課長

私どもの認識としては、目視等の中に電話連絡等も含まれるというふうには思っておりましたけれども、改めて確認をしたいと思います。

○横尾委員

あと、安全運転管理者ではなくて、先ほどの車両管理者の方が補助的なものをやると思うのですけれども、もし問題があったときというときはどのように対処されることに、アルコールが確認されたというようなことだとか、アルコールを飲んでいるのではないかという話になったときにはどのように確認されるのか。そこまで補助者が運転しないでねと決められるものなのか、安全運転管理者が決めなくてはならないものなのか、その辺はどうなっていますか。

○(教育)教育総務課長

国の安全管理者制度につきましては、酒気帯び酒酔い等が確認されましたら、自動車の運転者に対して容認しないことということになっておりますので、私が止めるということになっております。

○横尾委員

そうしましたら朝7時ぐらいに連絡が担当課長のところに来て、それで何かあったら総務課長のほうに行って、安全運転管理者として止めるということになるという流れはできているということではよろしいですか。

○（教育）教育総務課長

事例が1件もございませんけれども、当然そういうことになるというふうに認識しております。

○横尾委員

様々、安全運転の関係は市の本庁舎もそうですけれども、事故が多いということで非常に危惧しているところですが、今回教育委員会ではスクールバスのこういった事故がありましたので、交通安全管理の徹底についてはかなりされるのかと思うのですけれども、こういった事故が今回起きましたが、この安全運転管理者の責任というものはどのようになりますか。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理者の責任につきましては、当然、私が結果として安全運転管理ができなかったということにはなっておりますので、一定の責任はあるとは思っております。

○横尾委員

安全運転管理者としてやらなければならないことをやるのは責任かと思うので、この事故が起きた部分に関しては次徹底することが責任としてあるのかとは思っております。このようなことがありましたけれども、ちなみに、安全運転管理者は今回のスクールバスの運転手の方たちのドライバーの顔と名前は一致するのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

顔と名前の一致につきましては、実際にお会いする機会がないということもありまして、自信はございません。

○横尾委員

しっかり安全運転管理者という部分で、全員把握することは難しいかもしれませんが、教育委員会の場合人数もそんなに多くない、台数もそんなに多くないし、スクールバスが主にあるということが大きいのかと思いますので、その辺は安全運転管理者として認識していただいて、自分でも事あるごとに確認していただきたいという思いがあります。

今回の事故等がありましたけれども、それを受けての安全運転管理体制の見直しは何か考えていますか。

○（教育）教育総務課長

安全運転管理体制の見直しにつきましては、まず市の要綱というものが一つあるということもありますので、私どもで何ができるのかということは、担当課と協議をしていきたいというふうに考えております。

○横尾委員

やることは恐らく決まってくるかと思うのですけれども、それを実際にやる、ただ通知したから大丈夫だとか、何したから大丈夫だということではなくて、本当にそこに伝えるのではなくて、伝わるような体制が必要なのかと。皆さんがそれこそ交通安全管理者と同じ思いに立っていれば、そういった事故もかなり減るのではないかと思いますので、そういった部分、実務的なものをしていただきたいなと思っております。また10月からアルコールチェックが実際に入りますけれども、その際もやっているよというだけではなくて、しっかりその制度の周知と交通安全に対する意識がさらに一層高まってそういった事故が起きないように対応していただきたいと思います。これはどうでしょうか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

委員おっしゃいますとおり、安全運転というものは当然重要なものでありますし、また、事故を起こすと市の予算等に跳ね返ってくる部分もありますので、今後とも、しっかりと安全運転管理をしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

◎常備消費費に係る防火水槽の閉塞工事について

私からは、今回の補正予算の中にあります常備消防費の防火水槽廃止事業費1,093万4,000円について伺いたいと思います。

補正予算説明書では、経年劣化した防火水槽の閉塞工事を実施することですけれども、工事の内容について説明してください。

○（消防）次長

閉塞工事につきましては、エアモルタルという気泡混合剤を防火水槽内に充填することで、陥没などの事故が発生しないようにする工事を行うものであります。

○秋元委員

それで、防火水槽とは、そもそもどのような目的で設置されているのか、これについてはどうでしょうか。

○（消防）次長

国の消防水利の基準では、防火水槽とは消防用水を貯留することを目的に建造された水槽のことと定義されているところではございます。消防水利としては消火栓が有効なものであります。防火水槽につきましては断水や大規模な地震による配管の亀裂によって消火栓が使えなくなったときでも一定量の消防用水を確保することができるものであります。

○秋元委員

消火栓の補助的な役割もあるということなのですけれども、今回説明ありました経年劣化だったということなのですが、まず設置されてから何年たっていて、どのような不具合があったのか、これについてはどうですか。

○（消防）次長

この防火水槽は、設置年が不明であります。昨年度、実施した業者による点検の結果によるコンクリート強度から100年以上経過しているものと考えられると報告されております。

不具合につきましては、消防職員による定期的点検において、防火水槽内の水に減水が認められたため、内部を確認するとコンクリートに亀裂が生じていたことから調査に至ったものであります。

○秋元委員

100年以上なのですね。古いまちだからそのようなものも存在しているのだということですね。

異常があった場合の手続といいますか、手順みたいなものはあるのか。もっと言えば、今回どのように不具合が発見され、今聞きましたけれども、もう一度改めて伺いますが、不具合を発見して手続を経て予算計上されるわけですけれども、その辺の流れはどのようになっていますか。

○（消防）次長

プロセスにつきましては、消防署では、消防水利の機能の検査を年10回実施しておりまして、異常の有無を消防本部警防課に報告しております。報告を受けた警防課が異常のあった水利に対してその機能の維持や修理のために必要な措置を行うものであります。

○秋元委員

今回はそういうことでいえば、警防課の方が報告を受けて、先ほど減水が確認されたというお話がありましたけれども、例えば閉塞するか、それとも維持をしていくかという判断はどのような段階で調査なりをして決めていくというのは、何かそういう決まったものというのがありますか。

○（消防）次長

維持するか閉塞するかについての基準というものは特にございませんが、今回の防火水槽につきましては、容量が100トンございまして、70トンほど減水しておりました。昨年度の点検の調査によって維持するには、近隣の建物やJR架線との関係もございまして非常に多大な費用が生じるということになりまして、今回については閉塞するほうが費用対効果と消防力の維持、周辺の消火栓、防火水槽で対応できるという判断になりまして閉塞すること

としております。

○秋元委員

それで議案説明の際に、市内には124基の防火水槽があるという説明を受けたのです。他都市の状況などを見ますと、消防水利整備計画に基づいて消防水利を整備されているというところが多くありました。小樽市ではそもそもどのような基準に基づいて消防水利を整備されているのか、先ほど少し触れられた部分がありましたけれども、また、その整備状況ですとか充足率についてはどのようになっているのか説明いただけますか。

○（消防）次長

水利の整備につきましては、本市においても消防水利拡充事業計画を策定して消火栓や防火水槽を新たに設置しております。国が行っております令和2年の充足率の調査に基づいて御説明しますと、令和2年現在、98.1%の充足率となっております。

○秋元委員

98.1%ということで、私が少し参考に調べた自治体よりは10ポイントぐらい高い状況で、そうなのだなというふうに思ったのですが、私が今回質問するときに参考にさせていただいた自治体は、平常時と震災時の充足率もホームページなどで公開されておりましたけれども、小樽市ではこの平常時と震災時の充足率を公表もしくは庁内で共有されているのか、もしくは、ないとした場合、平常時と震災時の違いは、他市ではどういう基準で設けられているのかとか、そういうものは調べたりしたことはありますでしょうか。

○（消防）次長

充足率につきましては、平常時と震災時で区別している都市はございますが、本市においては国の実態調査に基づいてこの数字を出しているものですから、あくまでも平常時といいますか国の実態調査に基づく充足率のみを算出しております。震災時におけるというものの区別をしておりますので一本の充足率となっております。

○秋元委員

それで、今回、花園にある防火水槽が経年劣化で閉塞するということでしたけれども、この防火水槽の代替施設についてはどのように考えられているのか、火災・災害への影響などについてはどのように考えられておりますか。

○（消防）次長

今回の閉塞工事に伴う代替施設については設けておりませんが、周辺に設置されている防火水槽や消火栓を活用して消火のために必要な水量を確保したいと考えております。

また、火災時においては消防車両を有効に投入して当該地区の消火活動に当たるといふふうに考えております。

○秋元委員

それで、先ほど今回の閉塞される防火水槽は100年以上たっているということでしたけれども、一般的にはコンクリートは50年ぐらい耐用年数があるのではないかとはいわれていますが、少し特殊な使い方なので、そもそも防火水槽の耐用年数の基準といいますか、そういうものはあるのでしょうか。

○（消防）次長

防火水槽における明確な耐用年数はございませんけれども、国が作成している既存コンクリート造防火水槽等維持管理マニュアルというものがございまして、それによると構築後50年以上経過したものについては、点検を要するというふうにされております。

○秋元委員

それで今回の件も含めてなのですけれども、124基あるということでしたが、埋設、整備されてからの年数別、例えば50年で幾つあるのか、40年で幾つあるのかとか、そういう年代別の押さえ方はされておりますでしょうか。

○（消防）次長

本市の防火水槽につきましては、設置してからの年代別ですけれども、設置後10年以上20年未満が5基、20年以

上30年未満が18基、30年以上40年未満が23基、40年以上50年未満が32基、50年以上60年未満が23基、60年以上70年未満が4基、70年以上経過しているものが5基、設置年不明のものが14基となっております。

○秋元委員

細かいところまで聞いてしまいました、ありがとうございます。

見ますとまだ結構古いものもありまして、これから整備されていくと思いますけれども、なかなか計画を立てて更新していかなければ財政的にも厳しいのではないかと思いますのですが、今後の防火水槽の更新計画、当然古いものでしたり、不具合があるものを更新していくと思いますけれども、基本的な更新計画みたいなものというものはつくられておりますか。

○（消防）次長

本市における防火水槽の整備につきましては、先ほどお話ししました消防水利整備拡充事業計画に基づきまして、令和10年までに2基の増設を予定しております。

また、設置済みの防火水槽の更新につきましては、定期的な検査等による状況を確認しながら必要性を考慮し、実施を判断することとしております。

○秋元委員

通常の火災の場合ですとか、災害時に本当に先頭に立って最前線で市民の皆さんの生命と財産を守っていただいている消防職員の皆さんに本当に改めて感謝申し上げる次第ですけれども、ぜひ今後も市民の皆さんの安心・安全のために御尽力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○避難行動要支援者個別避難計画について

次に、避難行動要支援者個別避難計画についてです。

これまで何度か質問、提案をしてきましたけれども、令和3年第2回定例会の市長答弁で、令和4年度から作成開始を目指してまいりたいということでしたが、現在の進捗状況と個別避難計画作成までの流れ、また、手続とそれに携わる団体ですとか部署、また人員について説明してください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

現在の進捗ですが、昨年度から課長級、部長級の検討会議を経て、また、社会福祉協議会や民生・児童委員、消防団、総連合町会などへの外部関係機関にも説明の機会をいただきまして基本的な作成計画につきましては一定の合意を得ております。

今後ですが、避難行動要支援者に対する基本方針を示す支援計画の全体計画案のパブリックコメントを10月に行いまして、これを整理した上で、早ければ年内から個別支援計画の作成を開始する予定でおります。

次に、作成までの流れ、手続でございますけれども、個別避難計画の作成を希望する方に災害対策室から対象者の御自宅を訪問する日時をお尋ねしまして御本人の御希望があれば地区の民生・児童委員、あるいは町内会等の方をお願いをしまして私ども市職員のほかにもこれらの方に同席をいただきまして、スムーズな面接ができるように配慮したいというふうに考えております。作成の担当部署ですが、災害対策室が主となって行いまして、あとは福祉保険部ですとか消防本部と協同しながら当たっていきたいというふうに考えております。

そして最後、当面の作成計画ですけれども、2班体制を今考えていまして、第1班を災害対策室と福祉保険部、第2班を消防本部の職員としまして、それぞれ2名程度の人員で面接を行うことを予定しております。

○秋元委員

個別避難計画の作成までの流れですけれども、希望する方に民生・児童委員ですとか町内会の関係者、また職員の方が伺うということなのですが、希望するかどうかはどのように把握するのでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

初めに、災害対策室から対象者をリストアップしまして、電話でまず日時のアポイントを取ります。その際に今、

訪問販売ですとか、あとは新型コロナウイルス感染症の関係で面接に不安を感じているという方がいらっしゃると思いますので、電話でのアポイントメントの中で御本人にお尋ねしまして、市役所だけで伺ってよろしいか、もしくはお知り合いの町内会の方ですとか民生・児童委員が同席したほうがいいというお話があれば、私どもから改めて民生・児童委員などに連絡し、日時を合わせまして同行しようというふうに今考えております。

○秋元委員

十分注意が必要になってくると思います。

昨年6月1日時点の避難行動要支援者対象者数は6,523人、個別避難計画の作成対象者数は4,518人でしたけれども、これらの方々の登録や計画の作成数といいますか、これについてはどのように考えていますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

直近の時点で、数字を申し上げますと本年9月1日時点になりますけれども、避難行動要支援者名簿に登録されている方は6,372人いらっしゃいます。このうち個人情報の提供に同意されまして、個別避難計画の作成に同意されているという方の人数が4,182人となっております。

○秋元委員

それで、個別避難計画の掲載対象者ですけれども、本市は精神障害者ですとか難病患者を対象外としているのです。総務省の全国自治体調査の中で得た情報をホームページで公表していますけれども、多くの自治体では精神障害者、難病患者も対象にしているのですが、本市で対象外としたその理由はどのような理由ですか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

この名簿情報は、警察、消防、民生・児童委員などの行政機関のほかにも自主防災組織といった民間にも情報提供されておりますので、プライバシーの面から対象者の項目に挙げなかったものと考えております。ただし、精神障害や難病の方も登録から除くというふうに押さえているものではございませんで、旧制度の民生・児童委員が拾い上げた、手挙げ方式から移行してきた方の中には、御本人からの御要望があれば、その他市長が認める者、認めた方ということで現在も登録はされているというふうに考えています。

ただ、委員おっしゃるとおり、他市の状況では精神障害や難病の方を対象としているという例が多いということですので、今後対象として加えていくか検討していきたいというふうに考えています。

○秋元委員

そうなのです、先ほど答弁いただきましたけれども、個別避難計画を作成するときには、市から対象者に電話でアポを取ることなのですが、そもそも以前の災害時要支援者名簿の方々の民生・児童委員の方が拾い上げた部分については名簿登録できるけれども、そこに登録されていない方には、アポも行かないのですよね。そこをどうするかという話なのですが、その辺はどのように考えていますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

新制度になってからの登録に関しましても、御本人に申請書を郵送でお送りしまして、そして返送していただいた中からつくります。その申請書には電話番号が載っておりますので、今回のその対象者の方々には電話連絡はできるといふふうに考えています。

○秋元委員

対象になっていない精神障害者と難病の方がいらっしゃるのだと。その方々に対しては、要するに把握されていないわけですからアポイントの取りようがないのですよね。でも、市で今は対象にしていないからそもそも押さえていないのです。ですから押さえる必要があるのではないのでしょうかということなのですが、どうでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

この個別避難計画の対象者、避難行動要支援者の対象者なのですけれども、地域防災計画の中でもどういう方を

つくるかというのを挙げておりますので、内容の変更につきましては、地域防災計画を変更してからというふうに、もちろんなります。今後それが追加されたとしまして、実際どうやっていくかといいますと、精神障害の情報を持っている部局から情報をいただきまして、それらの方々全員に郵送で避難行動要支援者の個別避難計画をつくる御希望があるかどうかというのをまず郵送で出して、戻ってきた方の中でまた作り始めるということになりますので、その時点では申請書というものは我々のほうにもありますし、電話番号もありますので、将来の先の話になりますけれども、申請書が戻ってきてからのアクションになりますので精神障害者の方を加えるとしてもつくる際にはアポイントが取れる、情報は持っているというふうに考えております。

○秋元委員

スタート時点がかみ合っていないくて、少し違うのではないかと思いますけれども。まずしっかり精神障害者の方、難病の方もこの避難行動要支援者の個別避難計画に盛り込んでいくのだということを決めて動き出さないと今のままでは動けないです。何も進んでいかないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室長

確かに委員のおっしゃるとおり、他都市については精神障害の方ですとか難病をお持ちの方というのを加えている例が多いというのは承知しているところです。ただ、私どもも、それ以外の方々の対象でスタートしたものですから、その辺の情報は、情報を持っている部局ですとか自治体、町内会の方々とか情報を取った中で、どういう形で進めていけるのかということは時間はかかるかもしれないのですけれども、その辺の検討はやっていかなければならないと思っております。

○秋元委員

ただ、先ほど言った総務省の出している資料には、精神障害者、難病の方を対象にしている自治体がずっと列記されているのですけれども、そういうところをどういうふうに進めているのかということも調べた上で進んでいくことも重要なのではないのでしょうか。今、小樽市として考えがない中で議論をしてもなかなか進まないと思うので、多分ネックになっているのは個人情報の問題だと思うのです。そこをどうやってほかの自治体はクリアしているのか、そこを調べて、ぜひ議論していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室長

今、委員のおっしゃるとおり、他都市がどういうふうにそういう問題をクリアしていつているのかという情報収集はしていかなくてはならないと思っております。その辺の研究を重ねて、追加する、しないを含めて検討は進めていきたいと思っております。

○秋元委員

最後にまとめになりますけれども、これもやはり小樽市は、ほかの自治体より遅れているなというものが、情報の提供先です。小樽市は消防本部、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織なのですけれども、ほかの自治体を見ますと、消防団ですとか自治会、町内会ですよね、そういうところにも希望する方々の情報提供をして、災害発生時に地域の方々と一緒に救っていくのだ、避難していくのだという考え方があるのですが、これは以前から質問しているのですけれども、小樽市は消防団ですとか、町内会に情報提供をするということはまだまだ進んでいないと思うのですが、これは今の段階でどのようになっていますか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

現在の状態ですけれども、避難行動要支援者全体名簿のうち同意者、個別避難計画をつくる同意者の名簿につきましては、平時から小樽警察署ですとか、消防本部あと各地域の民生・児童委員、あとは個人情報の取扱要領を規約で定めています自主防災組織などには、名簿として一覧として情報提供をしている状態です。

○秋元委員

それはそうなのです。それは分かっているのですけれども、その使い方が明確ではないのです。どさっと何百人

分の名簿を消防本部に渡しても、災害時どうしようもないのです。それだったら、地域で活動している分かっている方々にしっかり個人情報保護法を遵守した上で対象者の了解を得た上で名簿を渡して万が一のときに避難できるような、そういう考え方をしたほうがいいのではないかとということで、去年、市長はこの質問の答弁で、課題を解決した上で消防団や町内会などへの情報の提供を行ってまいりたいと答弁されたのですが、1年たってもまだあまり中身が変わっていないということは、ここに対して個人情報保護の問題をクリアしていないということなのです。

○（総務）災害対策室進藤主幹

現在ですけれども、町内会等に関しましては、先ほどから申しておりますけれども、個人情報の取扱要領を規約等で定めている自主防災組織に関しましては、問題ないと考えておりますので現在も平時の名簿というものはお渡ししているところです。

次の御指摘の消防団の関係につきましては、確かに御指摘のとおり現在、消防団には名簿の情報はお渡ししていない状態でございますので、今後消防本部とも調整を図りまして、消防団が参集するような会議で、あらましなどを参加させていただいて説明しまして、名簿の管理ですとか具体的な行動などにつきまして認識を共有しまして、これから名簿を交付していけるかどうか、消防団に対しては検討していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

終わりますけれども、だから先ほど言った、総務省が公表している資料に基づけば、たくさんの自治体が消防団だとか町内会にもう既に情報を提供されてきているのです。そこがどうやってその問題を、一番大事な個人情報保護の問題をどういうふうにクリアしているのかということをぜひ知っていただいて、勉強していただいて小樽市でもそういう情報を提供できるように、速やかに進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎歴史まちづくり法・歴史的風致維持向上計画について

私からは、昨日の面野委員と同じテーマ、歴史まちづくり法、歴史的風致維持向上計画について伺います。

以前より議会内で本計画の策定、認定について伺っておりました。策定準備作業が進んでいるという報道も先頃ありましたけれども、実際どの程度進んでいるのか、お知らせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

現在の状況につきましては、令和5年度からの計画策定開始に向けて、法定協議会を含む各種準備作業を進めているところですが、関係省庁の一つである国土交通省の担当者から計画策定の進め方や計画の内容に関する助言をいただき、関係資料の収集を行いながら歴史的建造物と歴史的な活動の関係性の整備や当該計画の基礎となる歴史的風致の範囲などを想定しているところでございます。

○佐々木委員

今後の進捗予定についても伺っておきたいと思います。というのも、来年の10月に全国の歴史的町並み保存の活動をリードしてきた全国町並みゼミ小樽大会も、小樽で3度目の開催を予定しております。その中で歴まち法等の国の制度の活用が重要なテーマになる予定とお聞きしております。大会でも本市の歴史的風致維持向上計画の進捗が話題になると思うので、その進捗の予定についてお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

今後の予定でございますが、資料収集に加え現地確認などを行い、現況の把握や歴史に関する根拠資料の整理を進めるとともに、それらに基づき計画の骨格となる部分の基礎資料を作成し、令和5年度からの計画策定に臨みたいと考えております。

計画策定作業を進めている時期に、全国町並みゼミ小樽大会が開催されることになるかと思われませんが、小樽大会が開催されることによって大会参加者だけではなく、市民をはじめ多くの方に市の計画策定に係る取組などを周知できると考えておりますが、大会参加者の中には歴史的風致維持向上計画の認定都市から来られる方もいらっしゃると思いますので、国の支援制度やまちづくりに関して情報交換が行われることについても期待しているところでございます。

○佐々木委員

ポイントになるのは、歴史的風致維持向上計画の重点区域内の建物所有者の同意を得ることだと聞いております。その件の見通しについてはどうでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的建造物の修理等に関して国の支援を得るためには、歴史的風致維持向上計画で設定する重点区域内において歴史的風致形成建造物の指定とともに10年間以上の一般公開が必要となります。また歴史的風致形成建造物の指定に関しては、所有者の同意が必要であり、指定されると所有者等に管理義務が生じ、修理等を行う際には市へ届出が必要となります。

一方、市が登録や指定を行った歴史的建造物については、現状で所有者等への管理義務と外観に関する部分の修理等を行う際に届出義務が課せられており、店舗などに活用される中で公開されているものも多いことから市登録指定歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定する場合は、所有者の同意が得られやすいのではないかと考えております。

○佐々木委員

そうしたことも含めて歴史的経緯の中で、私もいろいろな方から、専門家の方から過去の話をしていろいろと聞かせていただくのですが、小樽市は運河保存問題で結果的に歴史的建造物保存について、景観条例の制定だとか、非常に全国に先駆けていく存在だったと伺っています。ところが、その段階で本来であればこうした国の制度を、例えばその当時でも伝統的建造物群保存地区の制度といった制度があったにもかかわらず、導入には至らなかった。その理由がなぜなのかというところが引っかかるわけですよ。そこをきちんと解決できる、払拭できていないとその辺のところが進まなくなるというように思うのですけれども、その理由とそれを払拭できているのかどうか、その辺についてお伺いをします。

○（教育）生涯学習課長

昭和50年に創設されました伝建制度ですけれども、これは地域を面で文化財として保存するというものですが、町並みを守るためのルールなどの制限があるということで、当時の市議会でも議論がなされていたようです。またちょうど運河保存のやり取りをしている最中でしたので、保存地区については運河沿いの倉庫群などがイメージされていたようです。

伝建制度の導入に至らなかった理由についてですけれども、こちらははっきり分からないのですが、市史ですと

か当時の資料によると、昭和53年に実施された運河沿いの倉庫や建物を所有する方、利用している方への聞き取り調査の中で、伝建制度の導入について尋ねたところ、事業活動に支障があるですとか、保存は市の負担になるなどの理由で反対する方が7割を超えていたということなどから、面として残す伝建制度の導入には至らず、建物を単体で残す小樽市歴史的建造物及び景観地区保存条例が制定されたものと思われます。

○佐々木委員

そういう状況から、今のところ現状は変化しているということで、もう少し説明を。

○（教育）生涯学習課長

現在そういうところが払拭されているかどうかというところですが、伝建制度がまちの雰囲気や歴史を保存するというもので、いろいろな制限があるということは変わってはいませんが、伝建制度を進めていくためには、地域住民の理解を得ていく必要があるものというふうに考えてございます。

○佐々木委員

そういうところを払拭した中でこの制度が進んでいくことを期待しておりますけれども、先ほども、そういうことも進んでいるというふうにお話がありましたが、国土交通省や認定自治体、それから関係団体等との情報交換や何かについてはどうなっているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

情報交換でございますが、国土交通省に対して計画策定に係る質疑や相談を行っておりますが、メールやオンラインを用いて適時回答をいただいているところであります。また、近年認定を受けた自治体からは、計画策定準備や3省庁によるヒアリングの状況などに関する情報をいただいております。

○佐々木委員

そうしたものが今後、非常に貴重になっていくと思います。

あと私もこれまで全国町並みゼミに何度か出てきまして、いろいろなお話を伺っている中でなのですが、認定自治体の方から伺った話だと、この歴史的風致維持向上計画の認定期間中、これはちょうど今に当たると思うのですが、その後を通して様々な会議を通して他の地域の建設部局、それから文化財部局との担当者同士のつながりができたと、そういうことが非常に効果が大きい、庁内連携や何かについてもそうしたことが非常によく効果が発揮されたとお聞きしております。

現段階でも市教委等との連携や何かがあると思うのですが、そういう効果はどうなっていますでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

庁内の連携につきましては、建設部、教育委員会及び産業港湾部で組織する、歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議において、歴史的建造物、文化財及び日本遺産の担当職員が集まり横断的に連携を図っておりますが、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっても同様に連携を図りながら進めてまいります。これまでも連携して進める中で情報共有はできておりますので、そこが効果ということになるかと思っております。

○佐々木委員

そういうことを土台にして、認定後の話になって例え話で出てきているのですが、例えば福島県白河市では、平成22年度からまちづくり行政と文化財保護行政の一元的な展開を推進するために、建設部都市計画課内に歴史まちづくり室というのを設置して、さらに建設部内に都市政策室もつくり、まちづくり、都市計画、それから文化財各部門の連携による足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られていると。こういうふうには進めているそうなのです。将来的に、小樽市においても庁内のこういう体制そのものを強化していくというようなことも想定されているのでしょうか。

○建設部長

庁内の体制につきましては、現在、歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議におきまして建設部、教育委員会、

そして産業港湾部が横断的な連携を図っておりますので、現時点におきましては新たな組織づくりというものは想定しておりませんが、今の歴史的風致維持向上計画の策定を進める中で、新たなセクションの必要性、新たなセクションをつくったことによってスムーズな計画を進める、こういった必要性が生じた場合につきましては庁内でも検討してまいりたいということで考えております。

まずは今お話のありました白河市ですとか他都市の事例、こういったところを調査いたしまして組織の体制ですとか業務の内容、こういったものの情報収集を図ってまいりたいということで考えております。

○佐々木委員

しっかりとした体制の中で進めていけばと思います。

歴まち法は期間限定の施策なのです、最長10年間ということです。期間が限られていない文化庁が中心の施策があります、先ほど伝建地区のお話しましたが、それです。伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる伝建制度。その中には重要伝統的建造物群保存地区というのを設定してつくられる制度ですけれども、これと歴まち法と二つ合わせて相乗的な効果を上げているという先進例が何件も見られます。

今後の小樽市としては、その辺のところの使い方等も含めてどのようなことを考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

伝建制度は、今お話があったとおり、修理ですとか修景事業などで国からの補助を期限なく受けることができる一方で、保存のための制約ですとか負担などが地域住民や所有者にかかってくることから、合意を要することになると思われます。既に伝建制度の合意が得られている都市の中には、伝建地区を含めて歴まち計画の取組を行っている事例もあると把握はしておりますけれども、今後の取組については、まずは歴史的風致維持向上計画の策定を優先して進めるという市としての方針になっているところでございます。

伝建制度については、面で文化財指定していくというものでありまして、一部の人の反対があると成立しないものになりますので、現時点では難しいものと思っておりますが、引き続き文化庁とも協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

歴まち法、伝建地区ともに、小樽市にとって有意義な政策になっていけばそういう使い道は本当に有効になると思いますし、今お話しいただいたようにデメリットの部分もあるわけですから、その辺のところはよくこれからも検討していただいて活用していただければと思います。

○中村（誠吾）委員

◎子供の育ちと子育てについて

子供の育ちと子育てについてなのです。

市長から、2期目の所信表明をお聞きしました。安全で安心な市民生活を支え、小樽の持つ強みを活かした経済政策、将来を志向したまちづくりを進め人口減少に歯止めをかけ、子育て施策の充実を加速することで、若い世代の方々が安心してこの小樽で働き、子育てができるまちづくりを進めますという将来への指針が示されました。

子供の育ちと子育てを支える上で、保育所を整備して待機児童問題を解決することは、もう国、小樽市にとっての最優先課題です。子供の出生数は年々減少していますが、保育を必要とする子供の数は逆に増加していき、待機児童問題が都市部を中心に全国各地で深刻となり、子供を育てる父母らを苦しめているのです。

国は、待機児童解消加速化プランを進めて、規制緩和、幼稚園の認定こども園化とか許可外保育施設の公認、要するに小規模保育事業ですとか、認可外保育施設である企業主導型保育事業を対策の切り札として保育の量の充足、そして保育の市場化、企業参入の促進を特徴としてやっています。一概によい悪いとは言いません。しかし、保護

者の願いは何ですか。間違いなく保育の質と量の充足なのであります。就学まで安心して預けられ、給食調理室や園庭等も確保されて保育資格のある保育者、保育をする認可保育所を整備することなのです。ですが不十分ではありますが、保育所の数、定員は増えてはいますけれども公立保育所は減少しています。

少し古い話なのですがけれども、厚生労働省が2010年から2015年の5年間で全国的に調査したところ、私立保育所は2,803か所増え、公立保育所が1,222か所減っているのです。これは具体的なことがありまして、1960年代、1970年代に建てられた公立保育所が、築後50年を超えてきていると。それで大規模改修や耐震化対策を迫られたことがありまして、公立保育所の運営費とか施設整備費への国の補助金が一般財源化されたのです。ところが、調べると私立保育所への国や道の財政負担は存続しているのです。いろいろな要因が考えられるのですけれども、子供と父、母という立場で考えると、保育サービスの供給を市場に委ねるのではなくて、どの子供にも豊かに育つ保育を権利として保障することが求められています。その基となるべき、公立保育所の存続整備、拡充が求められていると思うのです。

そこでお聞きします。この直近10年の我が市の保育施設数の増減、公立と私立と認可外等の数について、どうなっていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

10年前の平成24年4月と今年4月の比較でお答えいたします。公立保育所は6か所から5か所となりまして1か所減っております。

私立については、保育所と認定こども園がありますので、それぞれでお答えしますと私立保育所は15か所から12か所に、認定こども園は10年前はまだございませんでしたが、今年4月時点で10か所となっております。私立全体では15か所から22か所となりまして7か所増えていることとなります。

認可外につきましては、今休所中が2か所ありましてそれは除いた数ですけれども、16か所から18か所で、2か所増えている状況になります。

○中村（誠吾）委員

では、同じくこの直近10年の児童数の増減と入所待ち児童数についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

これも10年前の平成24年4月と今年4月の比較でお答えさせていただきます。

まず入所児童数ですけれども、公立は370名から242名となりまして128名の減、私立につきましては941名から1,024名となりまして83名の増、認可外につきましては320名から238名となり、82名の減となっております。

次に、入所待ち児童数になりますけれども、公立は10年前ゼロ名、今は5名となりまして5名の増、私立につきましては3名から26名となりまして23名の増、認可外につきましては申し訳ないですけれども、こちらでは把握しておりません。

○中村（誠吾）委員

皆さんが聞くのですけれども、今の答弁によると、入所待ち児童数が増えていますが、いろいろな理由があると考えられますけれども、一番の要因は何だと考えられますか。

○（こども未来）子育て支援課長

認可保育施設につきましては、一番の要因としては保育士が不足しているといったことが考えられます。

○中村（誠吾）委員

それで、保育所であれ幼稚園であれ、認定こども園であれ、地方自治体である小樽市が直接子供たちの就学前の教育・保育を実施することから撤退して、市が行う仕事は保護者と契約する教育・保育の費用を全部または一部を認定、支給することだけということをしてしまったら、そういう姿を取って変貌させてよいのか、私は疑問を持っているのです。絶対そうやっているとは言わないけれども、そういう姿に変貌していくことがあれば。

それで、仮に父母らの自己責任で、市場から調達するシステムとなるなら、民間もあって自由でいいのではないかと。様々な障害があって、早い時期から丁寧な支援が求められる子供たちの教育・保育が、十分に、それでは差別なく平等に確保されるのでしょうか。その市場のシステムだけで。ですから、私は小樽市が、私立保育所に対して配置基準の改善、経験のある保育士の確保とか、発達支援障害、障害児の方の保育とか、地域子育て支援事業の充実の補助を行っていますが、何かしらよくても悪くても基準に用いられるのはどこですか、公立保育所なのですよ。そうすると、一昔前ならいざ知らず、ただ預かれればよいという保育ではなくて、子供たちを支える質の伴ったきめ細かい保育を保障する必要があるに決まっているのです。そうすると、保育内容にも直接小樽市が責任を持つ上で、公立保育所の存在は私は重要だと思っています。

そこでお聞きしますけれども、きめ細かな保育となると、定数で決められているとはいえ、保育施設の数だけ保育士数が必要になってくるのだけれども、保育士は充足されているのか、公立、私立のどちらもお聞きします。

○（こども未来）子育て支援課長

充足されているかどうかというところなのですけれども、現状では入所待ち児童も発生しておりますので、公立、私立ともに保育士が充足していると言える状況にはございません。

○中村（誠吾）委員

そうですね。何度も言っていることです。それでは、保育士不足のことですけれども、いろいろな理由は皆さんが言っていますし、私たちも聞いています。一番の要因は何だと分析していますか。

○（こども未来）子育て支援課長

様々な要因が考えられますので、一番の要因は何かということは少し難しいですけれども、全国的な人口減少に伴いまして、若い世代の働き手が減っている中で、保育士はよく言われておりますとおり、仕事がきついですとか休みを取りづらい、その割に給料が低いといったこともありまして、保育士の成り手自体が減ってきているということが不足してきている大きな要因ではないかと考えております。

○中村（誠吾）委員

全国的に保育士不足であるということは理解しています。厳密に言うと保育士資格所持者というものは一定数いるのです。仕事内容自体はやりがいを感じられるのだけれども、これは全国的に、自治労も言ったのだけれども、生活していくのが難しいくらい保育士業界全体の処遇が低いことが原因ではないかと考えています。現に国の子育て支援制度として、内閣府の子ども・子育て本部が実施している、保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善特例事業があります。補助内容として調べると、収入を3%、月額9,000円ぐらい引き上げるための補助となっているのですけれども、小樽市でも令和4年2月から私立保育所等を対象に行っていますが、該当となっている方々は、私立保育所で何人いるのですか。実態としてどのくらいの額となっていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

対象人数につきましては、令和4年4月時点になりますけれども、保育士等も含めました処遇改善の対象となった施設の従事者全体は市内全施設で約460人おります。

金額につきましては、令和3年度の実績2月分と3月分になりますけれども、合わせまして約900万円。令和4年度につきましては、まだ事業が完了しておりませんが4月から9月までの補助の交付決定額で申し上げますと約3,600万円となっておりますので、総額では約4,500万円となっております。

○中村（誠吾）委員

この処遇改善事業は、令和4年2月から9月までなのですけれども、10月以降はいつまで続行するのですか。

○（こども未来）子育て支援課長

10月以降につきましては、令和5年3月まではこれまでの補助制度から、国の公定価格の中に組み込まれる形になりますけれども、対象者ですとか要件等の仕組みは従来と同様に行われる予定となっております。

処遇改善は来年度以降につきましても継続されるものと思いますけれども、国からはまだ詳細の内容は示されておられません。

○中村（誠吾）委員

これも皆さん聞くのだけれども、この処遇改善事業で市内で働く保育士数は増えると考えていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

この処遇改善自体は、国の事業として全国の各自治体で行われておりますけれども、これが直結して小樽市内の保育士の増につながるかどうかという、難しいのではないかとこのように考えております。

○中村（誠吾）委員

処遇改善は、保育現場の人材確保という観点からももちろん大事な要素の一つでありますので、引き続き小樽市にとって宝物である子供たちのために、施設の確保・人材の確保をお願いします。

ところで、公立保育所に関わってまたお聞きしますけれども、保育士数については、3年に1回の歳児別定員の見直しがされて、それに伴い、国の最低基準に基づき、1、2歳児は6対1とか、3歳は20対1だとか、4、5歳は30対1に沿って保育士を配置しています。それで、ゼロ歳児については、3対1の基準のところを、小樽市独自として6か月未満児は2対1として国の最低基準を上回っていることは承知しています。

それで質問なのですけれども、入所待ちしている児童数についてお聞きします。

○（こども未来）子育て支援課長

直近の9月1日現在を保育所ごとで申し上げます。

奥沢保育所3名、銭函保育所7名、手宮保育所7名、赤岩保育所2名、最上保育所についてはゼロ名になっております。

○中村（誠吾）委員

希望している保育所、これは難しいのです。確かに、住んでいる地域柄とか兄弟の入所状況などいろいろな原因があるのは分かるのですけれども、入所待ち児童が発生している一番の原因は何だと捉えていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほども申し上げましたとおり、保育士不足によるところが一番の要因ではないかとこのようになっております。

○中村（誠吾）委員

3歳児の基準配置20対1についてお聞きしたいのですけれども、国が2015年度における質の改善項目として、3歳児の職員配置基準を20対1から15対1に改善した場合に、3歳児配置の改善加算がつくとなったのです。自治労組織内である、江崎孝参議院議員と相原久美子参議院議員が国会答弁から引用しますけれども、民間保育所に適用される公定価格の中で3歳児の配置基準を20対1から15対1とした場合に保育士の人件費等の費用を加算するこの改善については、公立保育所においても同様に行う。予算案にも社会保障の充実分という形で盛り込んでいるのです。そして、この方針については、地方自治体に対しても周知していると言っているのです。

そうすると、これを額面どおりに捉えますと、公立保育所も15対1にした場合は、人件費等の費用に加算しますよということを言っている。そうすると、厚生労働省が保育士不足を懸念して保育士確保に様々な支援策を講じながら、保育士確保を進めたいとしていますが、この子供の育ち、子育てに力を入れたとした小樽市の考えを、再認識をお聞きしたい。

○（こども未来）子育て支援課長

3歳児の配置基準割合についてのお話だと思うのですけれども、この3歳児の20対1という国の配置基準については、もう長いこと約50年近く変わっておりません。しかしながら近年では、特別な配慮ですとか支援が必要な子供が多くなってきておりますし、子供一人一人への向き合い方も、社会情勢ですとか家族構成の変化に伴いまして、保育の仕方自体が昔とは変わってきております。

本市におきましては、こういった特別な配慮や支援が必要な子供のために、民間におきましても保育士を加配するという措置を行っており、これは今後も適切な環境の下で保育できるよう努めてまいりますけれども、根本的にはこれまでも北海道市長会等を通じて国に要望しておりますとおり、こういった配置基準の見直しですとか、それに伴う財源の手当などにつきましては、国で措置していただきたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

最後に、自治体の保育施設の老朽化について、これも自治労組織内で聞いたのですけれども、全国的にも築年数が40年、50年と経過し、老朽化の施設についてはしっかり改修、建て替えをしていくことが必要だと言っているのです。それでいろいろな財源が一般財源化されて、現在は全額地方負担となっているけれども、この国庫補助金も含めて、耐震化も含めて大規模改修も含めて措置をされていると思っています。

それで市民を守る市民サービス、安全な施設の保育という観点からこの将来性の方向を示す公共施設のこともあるので、どのように今考えていますか。

○（こども未来）子育て支援課長

将来的な方向性ということにつきましては、現時点ではまだ具体的なことをお示しできる状況にはございませんが、市民サービスですとか、安全な施設での保育という観点は、安心して子供を産み育てられる子育て環境の確保におきまして大変重要なことと考えておりますので、そういったことを念頭に置きながら、将来的な方向性について引き続き考えてまいりたいと思っていますところです。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○高木委員

◎道道小樽環状線（最上橋）譲渡に関して

私からは、道道小樽環状線について伺います。

小樽市最上2丁目最上橋からの道道小樽環状線について、（仮称）最上トンネルが令和4年から4か年を期間として着工いたします。最上トンネルと道道965号との合流地点となるため、本来は線形の改良を市役所から北海道に要望をしていたらこう思ったのですけれども、交差点の規定等もありそれはかなわなくなりました。

そこで、令和4年度から7年度の間で本体工が実施されます。舗装工と照明工が令和7年度から8年度にかけて実施されます。この旧道路部が令和8年もしくは令和9年に北海道から譲渡され、市道になると思いますが、この件に関して北海道との協議はどうなっているのでしょうか。

○（建設）維持課長

最上トンネル工事に伴う小樽環状線の市道への降格に伴う協議についてでございますけれども、小樽環状線が市道に降格になった際の管理範囲ですとか、降格に係る道路の補修要望等につきまして、北海道と協議をしているところでございます。

○高木委員

この環状線に関して、旧道路部については、大体ですけれども、からまつ公園から第1カーブぐらいまでの約400メートルが令和4年から5年でロードヒーティングが更新されます。また現道の切替え、すりつけの部分の交差点70メートルは令和8年度に更新されますけれども、今ロードヒーティングのガスだとか電気だとか太陽光だとかい

ろいろな種類がありますが、ロードヒーティングの更新についての協議はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

ロードヒーティングの更新についてということでございますけれども、現道のロードヒーティングは電気方式のロードヒーティングですので、同じ電気方式で更新されるということで承知しているところでございます。

○高木委員

次に、譲渡される環状線に関しても、北海道としては、今の附帯構造物の更新をしっかりと補修をして譲渡をしたいと言っておられたのですけれども、道路附帯でいうと縁石だとか、ガードパイプだとか、あの道路だと雪崩防護柵も多分ついていると思うのです。あとターミナルのところにも擁壁等もあるのですけれども、その部分の更新については北海道との協議はありますか。

○（建設）維持課長

今御指摘のございました道路附属物に対して、従前から補修してほしい箇所といいますか、そういった箇所につきまして道の担当者レベルで要望しているところではございます。

○高木委員

財政難となっておりますけれども、北海道として補修していただくのはありがたいと思います。

また、上下水道に関しては小樽市で管理しているということで理解をしています。

そこで一番の課題なのですけれども、譲渡された場合に、夏場は道路維持管理もそうなのですが、あそこは山なので除草だとかいろいろなものもありますし、また、約2.5キロ弱だと思うのですけれども、ロードヒーティングのこの470メートルの経費。また、冬期間の除排雪というところもあるのですが、例えば、中央バスの最後のターミナルから余市方面を完全に通行止めにするのか、また、今までどおり除排雪をして通行可能にするのか、この2.5キロというものを譲渡されると令和8年、9年から経費がやはりプラスになると、私は考え、ここが一番の課題だと思うのですが、その部分については本市としてどう考えていますか。

○（建設）維持課長

今、委員の御指摘の道道小樽環状線が市道に降格になった後の冬期間の維持管理についてでございますけれども、今御指摘のございました冬期間の通行止めということも含めまして、まずは近隣の住民の皆さんの御意見を伺いながら、冬期間の維持管理方法については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

あそこは市街地より本当に雪もすごく多いところですし、道道に関しては結構きめ細やかというか、除排雪は結構入っているのですが、本市に譲渡された場合には結構な負担になるのかと思うので、まだ始まったばかりですけれども、令和8年の冬からなのか令和9年の冬からなのか、あと四、五年のうちに財政を見据えて計画していくべきだと思うのでぜひ進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、（仮称）最上トンネルが開通され将来バスが運行された場合なのですが、今旧最上交番の跡地のところに信号機が一つあります。今の環状線の出口になるであろうというところにも信号がつく予定でありますけれども、旧最上交番と今の出口の信号の間が約60メートルから70メートルなのです。そうすると、環状線は今の交通量よりも半分以下、それよりもまだ少なくなるであろうという見解があるのですけれども、ある意味、信号の種類といいますか、感知器にするのか、そこの交差点も3方向で横断歩道をつけるのか、渋滞緩和だとかというの、多分かなり複雑になると思うので、北海道と公安委員会と小樽市も協議が必要だと思うのです。その部分に関しては協議はしていますでしょうか。

○（建設）維持課長

今御指摘のございました交差点部分につきまして、現段階では北海道と公安委員会が協議を行っている最中ということでお聞きをしております。信号機設置の有無について、今の段階でははっきり決まっていないということで

お聞きしている状況ではございます。

○高木委員

今工事が始まったばかりではありますが、その部分を加味してぜひ協議を進めていただきたいと思います。

○松岩委員

◎旧国鉄手宮線のライトアップについて

旧国鉄手宮線のライトアップについて質問いたします。一般質問で行いました質問の趣旨は、昨年、小樽青年会議所が行いました、トゥナイト歩かナイトや、今年のオタルサマーフェス2022で旧国鉄手宮線のライトアップや線路の枕木を鍵盤に見立てた光と音の演出が市民や観光客にとって大変好評であったことを踏まえて、来年度以降も夜の魅力づくりを所管の公園緑地課がしっかりと整備をし、観光振興室を中心として関連団体との連携により観光振興に起用させてほしいということが私の質問の大前提であります。

一般質問の答弁は、前段に旧国鉄手宮線活用計画に基づき、素朴な風景をイメージした白熱灯を設置しているとのことでした。まずこの計画の策定に至る当時の経緯についてお示してください。

○（建設）日達主幹

平成19年3月に旧国鉄手宮線の中央通から小樽市総合博物館手前までの約1,160メートルの区間をJR北海道から購入したことをきっかけに、新たな中心市街地の魅力を創出し、観光客の回遊性の向上や時間消費型観光の促進、中心市街地の活性化を目指し、既にオープンスペースとして整備されている区間と一体となる活用計画の検討を行うこととなり、本計画の策定に至りました。

○松岩委員

そちらの計画の概要もお聞かせください。

○（建設）日達主幹

既存鉄道施設を極力残し、全ての人々が利用できるオープンスペースとして整備することを基本コンセプトとし、市街地中心部である寿司屋通りから小樽市総合博物館手前までを対象範囲とし、散策路や広場などの整備による新たな中心市街地の魅力を創出し、観光客の回遊性の向上や時間消費型観光の促進、中心市街地の活性化を目指し平成22年3月に作成した計画であります。

○松岩委員

ユーチューブを御覧の方もいらっしゃいますのでお伝えしますと、この計画はグーグルで検索すると出てきますので、御覧いただきたいと思います。読み込みますと、計画の基本コンセプトは、既存鉄道施設を極力残すということと、全ての人々が利用できるオープンスペースとして整備するというふうにあります。既存鉄道施設は極力残されているように見えますが、全ての人々が利用できるオープンスペースとはどういうことなのか、また活用の状況について市はどのように考えているのかお示してください。

○（建設）日達主幹

散策路をバリアフリーとし、市民、観光客、全ての人々が利用でき、イベントなどに活用するスペースであります。また活用状況については、小樽雪あかりの路、小樽がらす市などのイベント会場として活用され、本市の観光や経済活性化に寄与していると考えております。

○松岩委員

それから、オープンスペースとしての整備は公園緑地課が行うものと考えますが、旧国鉄手宮線の活用またはその促進は公園緑地課が行うという理解でお間違いないでしょうか。

○（建設）日達主幹

旧国鉄手宮線の活用またはその促進につきましては、公園緑地課が行っております。

○松岩委員

あくまで公園緑地課が行うと。これからの質問は、時間の関係で照明設備とライトアップについて絞って伺います。現在の旧国鉄手宮線の照明についてはどのような整備になっていますか。

○（建設）日達主幹

鉄道運行時の町並みで使用されていたような照明をイメージし、整備しております。

○松岩委員

もう少し具体的に計画の内容に沿ったことをお聞かせください。

○（建設）日達主幹

当時の照明をイメージした、傘を持った昔ながらの照明を生かしながら、素朴な風景を創出したいという形で整備しております。

○松岩委員

計画の中に素朴な風景ということが出てくるのですけれども、素朴というものは市はどのようなふうに理解をして今の照明を整備したのでしょうか。

○（建設）日達主幹

既存鉄道施設の保全や散策路を土に近い素材の舗装にするなど、鉄道運行時の町並みを演出することと考えております。

○松岩委員

辞書的な意味での素朴というものは、自然のままに近くありのまま手を加えられていないということなのですが、例えば今回のイベントで行われたような線路の枕木を鍵盤に見立てた光と音の演出というものは、素朴ではない演出だったというように考えられます。

一方で、現在設置されている当時の状況を表したような、素朴な白熱灯を増やすことで明るさを強くする、旧国鉄手宮線全体を幻想的に照らすことは、素朴の範疇と考えますか。それとも、現在設置されている白熱灯以上の照明設備を増設することは計画の趣旨に反するものと考えますか。

○（建設）日達主幹

照明施設の増設が幻想的に照らすものになるかの判断につきましては難しいと考えております。

○松岩委員

難しいとはどういうことなのでしょうか。

（「質問をちゃんとしなさい」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。

今計画では、素朴なままの、当時の手を加えられていないような状況での白熱灯が設置されていますよと。その光の量を増やしたりだとか、光源を増やしたり、光の照明の量を増やすということが、その素朴というものに反するかどうかということなのですが、それがどうして判断が難しいということになるのか、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（建設）日達主幹

当時の照明の明るさ、照度についてと現在の設備の照度についての考え方がありまして、それを白熱灯の明るさを明るくしたり、照明の設備の基数を増やすことによってより明るくなると考えられます。その場合、今持っている素朴な風景というものと合致するかについて、その配置計画なり、照度の分布のようなものを最終的に判断しながら考えていかないと難しいということで考えております。

○松岩委員

裏を返すと、素朴の基準というものはないということなのでしょうか。

○（建設）日達主幹

当時のコンセプトとしましては、昔ながらの風景を維持していくということになっておりまして、現代に合わせた素朴というイメージは人それぞれ違ってくると思いますので、その時々またはその計画もしくは整備に携わっていくものの中で、改めて定義とか考え方について考えていくべきではないかと考えております。

○松岩委員

言いたかったことは、旧国鉄手宮線の照明が少し暗めであるということで、ライトアップしたのが市民、観光客に好評であったということであります。これはSNS、Instagram等を通して大変人気で、調べればたくさん出てくるのですが、観光振興室に来ていただいています、観光振興や市民のにぎわい空間の創出の点から、この旧国鉄手宮線のライトアップについて、観光振興室がどのように考えているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

現在、観光振興室で市内各所で行っております歴史的建造物のライトアップは、今年度新たに開始した旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫をはじめとして多くの観光客から好評を博しており、小樽市のイメージアップに大きく貢献していると考えております。旧国鉄手宮線散策路につきましては、日本遺産候補地域、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財であり、第二次小樽市観光基本計画におきましては、主要施策として旧国鉄手宮線などの観光資源としての磨き上げがうたわれております。さらには市長の2期目の公約におきましても、歴史的建造物で形成される個性的な町並みを活かす、あるいは滞在型、消費型観光を推進し、経済波及効果を創出していくとありますことから、旧国鉄手宮線のライトアップにつきましても夜の魅力づくりとして有効な取組であると考えております。

○松岩委員

時間がないのと、私の力不足で予定どおり質問ができませんでしたので、これでやめますけれども、2年連続旧国鉄手宮線のライトアップによって観光客や市民にとって喜ばれた場所になりましたので、来年の同じ時期に今までどおり素朴なだけの旧国鉄手宮線になっていないということをどうかしっかりと検討していただきたいと思えます。

○山田委員

◎ワンストップサービスについて

まず、ワンストップサービスについて、一般的な定義ですが、複数の場所や担当に分散していた関連する手続、このようなサービスなどを1か所でまとめて提供するようにしたもので、行政が関連する手続の窓口を一本化する、企業においてはサービスを一体的に提供することとなる、そういうことを指すと。まず、このことについて、この認識でよろしいですか。

○（総務）次長

委員、今言われたとおりのことでございます。よろしいです。

○山田委員

それでは、北見市が今回、独自開発の窓口支援システムを導入して、住民が申請書を記入せずに手続できるワンストップの窓口を実現したと。利用者の利便性の向上だけではなく、職員の業務効率にも貢献していると聞いています。これについて、御認識をお聞かせください。

○（総務）次長

北見市のワンストップサービスについてですけれども、北見市のシステムは全てをデジタル化するというのではなくて、高齢者の方に配慮し、最小限のペーパーを使用したアナログ部分、それとRPAなどを活用したシステムを取り入れるなど、それぞれを融合した窓口サービスの取組であると認識しております。高齢者化が進む本市に

とりまして参考になるものと考えております。

○山田委員

特にこの北見市版のおくやみワンストップ、これは亡くなった方に関する手続の流れや必要な手続の案内、また、この手続をまとめる受付、いわゆるワンストップです、こういう書かない窓口は職員が必要事項を聞きながら申請書の作成を支援して印字されたものを確認するだけで提出できると。こういうこともされていると聞きます。

このことについて、本市でも導入できるものかと私は考えていますが、このおくやみワンストップ、どうですか。このことについて御見解をお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

北見市のおくやみワンストップの件につきましては、私どももインターネットとかいろいろそういうもので確認しております。お悔やみですので、最初のところは多分、戸籍住民課になると思います。そこから保険ですとか、年金のこととかに広がっていくと思うのですが、今時点で導入についてどうかと聞かれると即答できないところはありますけれども、市民の方にとっての利便性ということでは間違いなく上がると考えております。

○山田委員

本当にこういうような窓口業務で1か所で高齢者が書かなくても済む、こういうようなことをされている、やはりいいことは、まねしてもされるべきだと私は考えます。こういうワンストップサービスの対象を考えると、子育て世帯なのか、こういう高齢者なのか、身体障害者なのか、やはりそれぞれの対象に合わせたサービスの在り方が私は必要かと考えています。

◎コンビニでの証明書の交付について

そこで、関連して今回、伊達市の10月の定例会で決まれば、このコンビニで証明書が手数料1通10円で発行できるといふ、そういう記事、報道も昨日ありました。これについて、この趣旨とメリット、デメリットが分かればお聞かせいただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書を取得する際の手数料を一律10円にするという取組を私どもも把握しております。市民の利便性の向上、窓口業務の効率化、マイナンバーカードの普及については、伊達市だけではなくほかの都市においても取り組んでいることは認識しております。

内容につきましては、伊達市の担当者に確認したところ、今回の取組はマイナンバーカードの交付率、市民サービスの向上、市役所の窓口業務が減ることによる業務効率化のメリットを念頭に実施予定であると伺っております。

○山田委員

伊達市は伊達市でされていると思います。今回このワンストップサービスについて、本市がこれからやらなければならないサービス、この対象者については、どのように考えていますか。既に子育てはいろいろな部署が統合されていると思いますが、これからどのようなワンストップサービスが期待されるのか、その点をお聞かせ願えますか。

○（総務）次長

対象者というお話ですけれども、対象者については、これはもちろん全市民に対するサービス向上ということがワンストップの目的ですので、これということはないのですが、先ほど申しましたように本市として高齢化が進んでいるということもございまして、やはりサービスを提供するほうにとりましては、いかに迅速にワンストップを促していくかということになりますので、やはりそういったことを考えますと高齢者の方により厚くそういったサービスを提供していくということが目的になるかということと考えております。

○山田委員

高齢者の方は、自分の名前も手が震えて書けないだとか、そういうような方々もいると私も聞いております。ぜ

ひその考えで進めていっていただきたいと思います。

◎火葬場費及び墓地費について

つい先日、私の友人が亡くなり、緑の火葬場に伺いました。そこではきれいに床が整備され、段差もなく控室も椅子・テーブル席へと変わり、さま変わりしていました。そこで火葬場の部分で何点か聞いてまいります。

今回の予算の部分では、令和3年度、4年度の金額を押さえています。この火葬場の予算また構内の駐車場、墓地使用料は例年と変わっていないような金額だと思っています。これについて、どのような認識でいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）次長

この火葬場使用料につきましては、御遺体の火葬に係る火葬炉の使用料、それから控室の使用料という形になりますけれども、ここ数年は火葬件数が同程度で推移をしているということで、予算額を比較しても大きな差は生じていないというようなところでございます。

また、構内駐車場使用料については、これは自家用車で通勤をしている職員の駐車場所の使用料ということになります。職員数も変更はありませんので、予算額は同額となっているところでございます。

○山田委員

次に、葬斎場再整備事業費は令和3年度、1億1,000万円、4年度、5,490万円、来年度以降も改修されると思いますが、この内容、令和3年度、4年度、今後、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）次長

市の葬斎場につきましては、平成3年に開設をしておりますけれども、以後30年以上が経過をしております、施設も老朽化が進んでいるということで令和2年度から7年度までの6か年の計画で施設の維持補修工事を行うこととしております。その工事費について葬斎場再設備事業費として計上しておりますが、工事の内容につきましては、令和2年度が控室のバリアフリー化などを行っております。また3年度は屋根の改修工事、そして今年度につきましては集中監視設備改修、それから高圧受電設備改修、さらに暖房設備改修ということで、工事費としまして5,490万円を計上しております。

なお、今後につきましては、令和5年度と6年度の2か年をかけまして火葬炉本体、それから7年度につきましては、火葬廃棄設備の改修を予定しているところでございます。

○山田委員

あらあら聞きましたが、1点だけです。火葬炉は何基あって、どのような、今年は何基、来年は何基という、その辺も聞かせていただけますか。

○（生活環境）次長

火葬炉につきましては、全部で7基ございます。それで令和5年度に3炉予定しております、令和6年度で残りの四つを予定してございます。

○山田委員

そういうふうに分けて整備されるということですから、その稼働方法についても十分注意して整備していただきたいと思います。

次に、墓地費についてお伺いします。

墓地内美化ということで、令和3年度は1,270万5,000円、4年度は1,347万2,000円、この美化作業の内容についてどのような作業内容なのかお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

墓地内美化整備事業費につきましては、主な内容について御説明させていただきます。

まず墓地内の除草作業とごみ収集、お盆中の交通整理に係る委託料が1,110万3,000円。あと道路などの修繕費が

130万円。それとお盆中に設置する仮設トイレの賃借料が35万9,000円。これが主なものとなっております。

○山田委員

最近やはり墓地も老朽化してきて、墓石の周りだとかが崩れたり通路が汚れていたりしているということは私も聞いています。

それで、聞きたいのは、墓地の中の破損については使用者に責任があるということなのですが、例えば道路だとか横の通路だとか、そういうものが崩れた場合、破損した場合はどうなるのかお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

委員のおっしゃるとおり、墓地の貸出ししている区画内、土留めですとか擁壁などの補修維持管理は使用者の責任で行っていただき、それ以外の部分であります通路ですとか、のり面などの補修維持管理につきましては、市が行うということになっております。

○山田委員

こういうような形で中央墓地もそうだし、長橋墓地あとほかに塩谷墓地とかもあります。そういった部分では、道路の故障があれば修繕をお願いしたいと思います。

それで、この修繕について詳しく聞きたいのですが、過去にそういう道路だとか、市の管轄する土手だとかを直した経緯とかはあるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年度ですと、長橋墓地ののり面のところが少し膨らんできているということがありまして、そちらは修繕いたしました。あとは、細かい部分では道路が少し崩れかかっているとかというところがありますので、予算の範囲内ではありますが、できる範囲で直しているような次第でございます。

○山田委員

先ほども言いましたが、本当に老朽化して崩れてきている墓地が結構あると私も聞いておりますので、ぜひそういう箇所があれば早急な修理をお願いいたします。

◎街路防犯灯維持費補助金及び街路防犯灯設置費補助金について

次に、街路防犯灯維持費補助金についてお聞きします。

令和3年度、4年度ともに2,600万円ということで、維持費補助金については6割負担ということで聞いておりますが、この6割負担の金額、結構波があるようにも聞いております。私も身近な話では電気料金が上がる、大体、北電が多いとは思いますが、10年間どのような形でこの補助金の波があるのか、金額を交えてお聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

ここ10年の維持費補助金の動きでございますけれども、11年前に東日本大震災がございまして、やはりそこからエネルギーの関係、国内でも大きく転換が行われております。それに伴いまして電気料金の上昇というものがございまして、併せまして国内の動きでは電力の自由化ですとか、それから再生可能エネルギーの導入というところが大きく動いてきた時代でございます。それから身近なところ、小樽市内の部分でいいますと、ちょうどこの10年の間、平成27年度から6年間ですけれども、既存街路防犯灯LED化推進事業を行いまして、市内での街路防犯灯のLED化が大きく進んでございます。数字を交えてということでしたので、参考までにお話ししますと、一番ピークが平成27年度、こちらがちょうどLED化助成の導入の初年度なのですが、ここで大体、町内会の負担額が1億円を超えております。それに対して6割ですと、市の助成というものは6,000万円ほどになってございます。以降LED化が進んでまいりまして、直近の令和3年度でいきますと4,200万円ぐらいが町内会の負担になっておりますので、それに対する6割の助成ということで、助成額は約2,600万円というふうになってございます。

○山田委員

1億円、すごいですね。やはりそういう時代があったということで、今さらながら驚きました。それに比べてみれば4,200万円ほどに減額されているということは、LED化がこの電気料金に大いに役立っているということでしょうか。

○（建設）庶務課長

委員がおっしゃるとおり、やはり電気料金に大きく影響を及ぼしている、いい意味で及ぼしているのはLED化の推進ということで間違いないかと思えます。

○山田委員

この電気料金については分かりました。

期限については、各町内会いろいろと苦勞されて3年スパンで変えているところもあれば、灯数が少ないところは全部変えているところもあると聞いております。我が町内会でも、市の補助をいただいてLED照明をつけさせていただきました。ただ、今回うちの町内会のLED街路防犯灯が壊れました。そういうことで早速申請書を出して修理をいたしました。その手続については、なかなか予算がなくて、春先だったものが6月にずれ込んだということもありますが、この更新の予算についてお聞きしたいのですが、今回どうしてこのように、春先にあったものが2か月も後回しにされたのか、それがまず1点と、金額この更新費用、修理費ですね、設備費補助金の額についてどういうふうになっているのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

たしか5月末までだったと思うのですがけれども、今回も例年と同じような形のスケジュールで街路防犯灯の助成について受付を進めてまいりました。ただ、予算の関係がございまして、全てにお応えできない部分があったということと、あと我々も現地の確認等で一部手こずった部分がありまして、若干遅れたという部分につきましてはおわび申し上げたいと思えます。

今年度の予算の考え方なのですが、当然、令和3年度の実績がまずベースに入っております。あわせて、やはり新たにLED化がまだできなかったという部分もありますので、そういった部分を見越したプラスも行います。加えて、LEDは半永久的ではないですから、その故障分というのも一定程度見込んでの予算の積算をしております。

ただ、やはり最初に申し上げました前年の実績という部分で、これはたまたまという部分なのですが、令和3年度の実績が少し低かったという部分がございます。それで4年度の予算が例年よりは少し減っている部分があるのですが、それについては、なかなか読みづらい部分ともう少し精度を高めていかなければいけない部分の両方ございますので、そういった部分を含めて今後、数字の検討してまいりたいと思っております。

○山田委員

最後に、街路防犯灯設置費補助金は、令和3年度は100万円、4年度は59万6,000円。この減の理由については今言ったような理由でいいのか。

それと、この当初予算についてはこれからLEDが更新されると思えます。地域によってはいろいろ、ばらばらで故障もあると思えます。そういう分を加味してぜひ来年度の予算編成をしていただきたいと思えますが、最後にそれをお聞きして終わりたいと思えます。

○（建設）庶務課長

まず、令和4年度と3年度の予算額の比較の部分でございますけれども、委員がおっしゃられましたように、先ほど私から説明申し上げました、予算の積算の根拠、前年度の実績等を含めた部分での結果でございますので、これにつきましては委員のおっしゃるとおりでございます。

令和5年度につきましては、今後予算について検討を始めていく時期がやってまいりますけれども、町内会から

はやはり計画的にLEDの更新を進められているというふうに聞いておりますので、そういった部分も踏まえてこういった部分に、皆さんにお応えできるように適切な予算措置について努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。